

## 財産3分法ファンド

(不動産・債券・株式)

## 資産成長型

追加型投信／内外／資産複合



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年10月10日に関東財務局長に提出しており、2014年10月11日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分 固定型(株式、債券、 不動産投信)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	9兆6,554億円 (2014年7月末現在)

## ファンドの目的

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色

### ●●● ファンドの特色 ●●●

#### 1 投資信託証券への投資を通じて、 3つの異なる資産(不動産、債券および株式)に分散投資します。

- 「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンドです。

#### 2 原則として、各資産の基本組入比率は 不動産等25%、債券50%、株式25%とします。

- 各資産の組入比率の合計は、原則高位を維持します。
- ※各資産への投資比率については、基本組入比率をベースに各資産の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況などを勘案して「不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。

#### 3 年1回、決算を行ないます。

- 毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわない場合があります。
- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

### 「財産3分法」とは？

財産を「不動産・現金(預金)・株式」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」といいます。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、**安定性・流動性・収益性**を保ちながら資産形成が行なわれてきました。

#### 流動性+収益性

相対的に金利が高く、  
安定的な利子収入が期待できる「**海外債券**」



#### 債券

#### 不動産

値上がり益に加えて相対的に高い  
分配収入も期待できる

「**J-REIT**」



#### 安定性

#### 株式

わが国の成長に期待しながら、  
配当収入も期待できる

「**日本株式**」



#### 収益性

資産分散により、**安定した資産の成長**をめざします。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

## 基本組入比率

### 先進国海外債券

先進国海外債券への投資にあたっては、原則として、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。



海外債券  
インデックス  
(ヘッジなし)  
マザーファンド

15%

### J-REIT(国内不動産投信)

わが国の不動産投信への投資にあたっては、原則として、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。



日本リート  
インデックスJ-REIT  
マザーファンド

25%

財産3分法ファンド  
(不動産・債券・株式)  
資産成長型

35%

高利回りソブリン債券  
インデックスファンド

25%

日本株式  
インデックス225  
マザーファンド



### 高金利海外債券

高金利海外債券への投資にあたっては、原則として、パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

### 日本株式

わが国の株式への投資にあたっては、原則として、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 上記は、2014年7月末の基本組入比率であり、将来変更となる場合があります。
- 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

#### 先進国海外債券

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本)は、シティグループグローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループグローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループグローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### 高金利海外債券

パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)

パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックスは、パークレイズ・バンクビーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、所有している商標です。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。パークレイズは、高利回りソブリン債券インデックスファンド(以下、「本商品」)の発行者またはプロバイダではありません。パークレイズは、本商品の投資家に一切の義務を負いません。

#### J-REIT(国内不動産投信)

東証REIT指数(配当込み)

東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と配当金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### 日本株式

日経平均株価(225種・東証)

日経平均株価(225種・東証)は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

### 不動産投信(J-REIT)とは...



不動産投信とは、投資家などから集めた資金で不動産などを保有し、そこから生じる賃料収入や売却益などを投資家に分配する商品です。安定した利回りや、相対的に高い分配収入が期待できるとされています。通常、金融商品取引所で株式と同様に売買されます。

## ●●● 資産分散投資で安定的な値動きをめざします。

- それぞれの資産は、異なる値動きをする傾向があります。

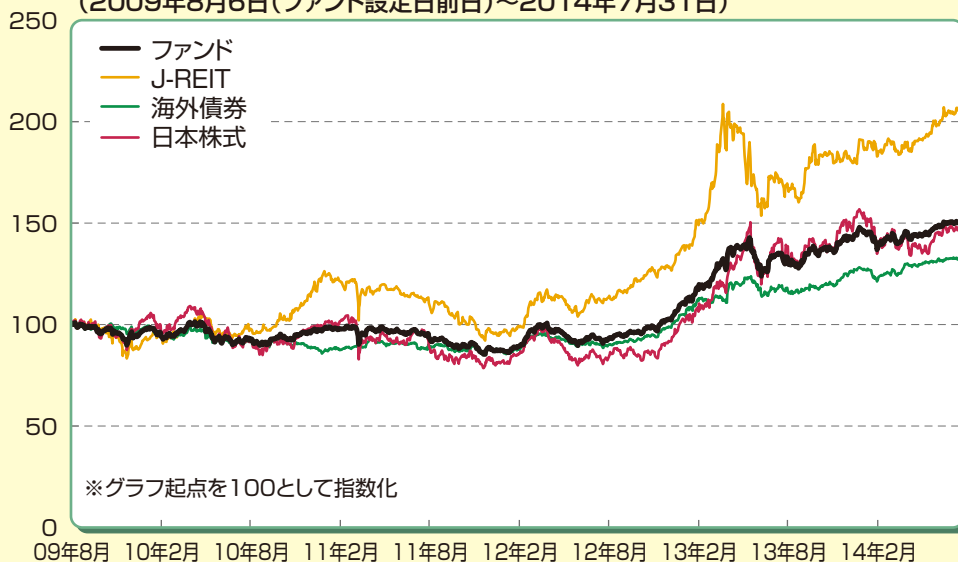
<各資産の値動きの特徴>

	不動産等	債券	株式
景気が良くなると	空室率や賃料水準は改善の傾向 価格が上がる傾向	金利は上がる傾向 価格は下がる傾向	企業業績は改善する傾向 価格は上がる傾向
景気が悪くなると	空室率や賃料水準は悪化の傾向 価格は下がる傾向	金利は下がる傾向 価格は上がる傾向	企業業績は悪化する傾向 価格は下がる傾向

※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

### (ご参考) ファンドと対象資産の推移

(2009年8月6日(ファンド設定日前日)~2014年7月31日)



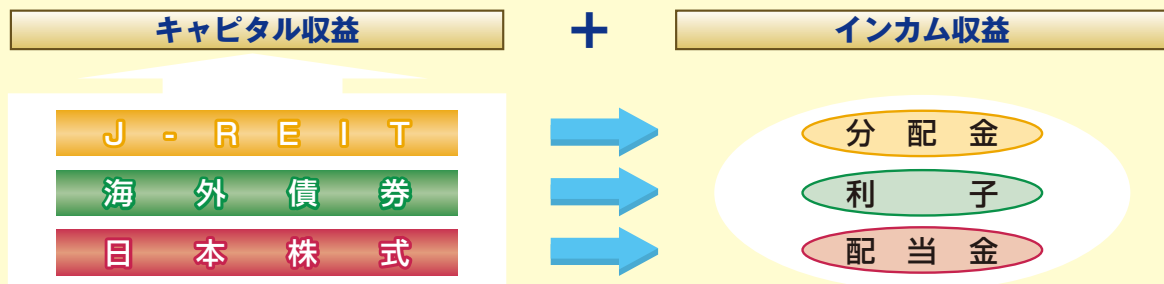
資産分散することで  
安定した資産の成長が  
期待されます。



- ファンド: 信託報酬控除後の1万口当たりの基準価額(税引前分配金再投資ベース)  
税引前分配金再投資ベースとは、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものにご留意ください。
  - J-REIT: 東証REIT指数(配当込み)
  - 海外債券: 2014年1月6日以降は、バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)とシティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の日次騰落率を7:3の比率で合成して計算した指数、それ以前は、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
  - 日本株式: 日経平均株価(225種・東証)
- ※上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ●●● 分配金について

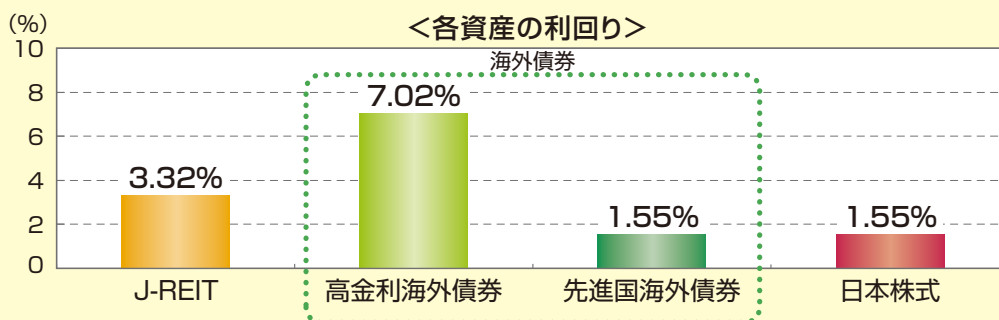
J-REITや海外債券、日本株式から得られるインカム収益(分配金、利子、配当金)を中心に、キャピタル収益(資産の成長分、為替差益)なども考慮して、分配する方針です。



●分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

## (ご参考) それぞれの資産から、インカム収益\*が期待されます。

\*J-REITや債券、株式の分配金や利子、配当など



J - R E I T: 東証REIT指数(実績分配金利回り)

高金利海外債券: パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

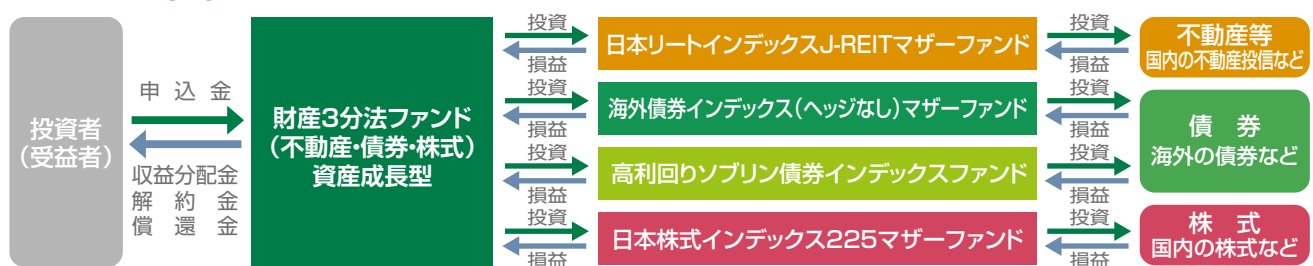
先進国海外債券: シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

日 本 株 式: 日経平均株価(実績配当利回り)

上記グラフの参考利回りは、2014年7月末現在の各資産の利回りなどであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



\*上記の他、約款で別に定める投資信託証券に投資する場合があります。

(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。  
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

## 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

## 信用リスク

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

## 為替変動リスク

- 一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

## カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2014年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 運用実績

2014年7月31日現在

### 基準価額・純資産の推移



基準価額..... 15,165円

純資産総額..... 5.76億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。



分配の推移(税引前、1万口当たり)

2010年7月	2011年7月	2012年7月	2013年7月	2014年7月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	10円	10円

主要な資産の状況

<資産構成比>

資産	比率
不動産投信(J-REIT)*1	25.1%
海外債券	49.4%
うち高金利海外債券*2	34.4%
うち先進国海外債券*3	15.0%
日本株式*4	24.9%
現金その他	0.6%

※対純資産総額の比率です。

- \*1 不動産投信(J-REIT):  
日本リートインデックスJ-REITマザーファンド
- \*2 高金利海外債券:  
高利回りノブリン債券インデックスファンド
- \*3 先進国海外債券:  
海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド
- \*4 日本株式:  
日本株式インデックス225マザーファンド

<不動産投信・組入上位5銘柄> (銘柄数:46銘柄)

	銘柄名	比率
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	9.5%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	8.5%
3	日本リテールファンド投資法人 投資証券	6.1%
4	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4.8%
5	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4.4%

※当マザーファンドの対組入公社債時価総額比です。

<高金利海外債券・通貨別組入上位5通貨>

	通貨	比率
1	イギリスポンド	20.5%
2	ブラジルリアル	19.6%
3	ロシアルーブル	18.7%
4	オーストラリアドル	17.2%
5	インドネシアルピア	10.4%

※当外国投資信託の対組入公社債時価総額比です。

<先進国海外債券・通貨別組入上位5通貨>

	通貨	比率
1	ユーロ	44.7%
2	アメリカドル	37.8%
3	イギリスポンド	8.2%
4	カナダドル	2.3%
5	オーストラリアドル	1.7%

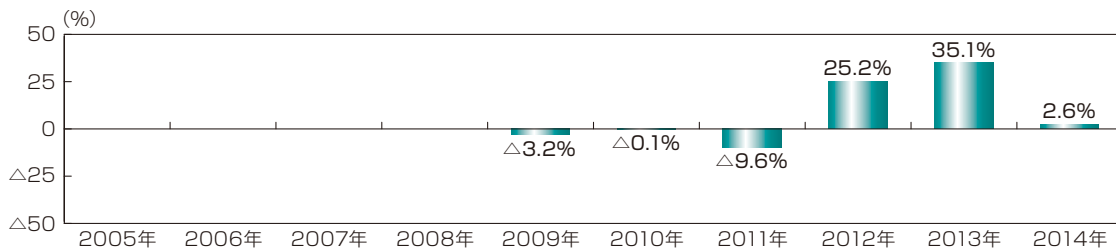
※当マザーファンドの対組入公社債時価総額比です。

<日本株式・組入上位5銘柄> (銘柄数:225銘柄)

	銘柄名	業種名	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	8.6%
2	ソフトバンク	情報・通信業	5.7%
3	ファナック	電気機器	4.5%
4	KDDI	情報・通信業	3.0%
5	京セラ	電気機器	2.5%

※当マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

年間収益率の推移



- ※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ※当ファンドにはベンチマークはありません。
- ※2009年は、設定時から2009年末までの騰落率です。
- ※2014年は、2014年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2014年10月11日から2015年10月9日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券(マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。以下同じ。)への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2024年7月10日まで(2009年8月7日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">http://www.nikkoam.com/</a> ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)は作成され、知っている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	<b>換金時の基準価額に対し0.3%</b>

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p><b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.026%(税抜0.95%)</b></p> <p>この他に、投資対象とする「日本リートインデックスJ-REITマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、投資する外国投資信託の信託報酬は固定報酬となっていることなどから、事前に、料率などを表示することができません。</p> <p>運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分(税抜)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">純資産総額</th> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.950%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">販売会社と受託会社への配分を除いたもの</td> <td style="text-align: center;">0.500%</td> <td style="text-align: center;">0.050%</td> </tr> <tr> <td>100億円超 200億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">0.550%</td> <td style="text-align: center;">0.045%</td> </tr> <tr> <td>200億円超の部分</td> <td style="text-align: center;">0.600%</td> <td style="text-align: center;">0.040%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。</p>				純資産総額	運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	100億円以下の部分	0.950%	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	0.500%	0.050%	100億円超 200億円以下の部分	0.550%	0.045%	200億円超の部分	0.600%	0.040%
	純資産総額	運用管理費用(年率)																						
合計		委託会社	販売会社	受託会社																				
100億円以下の部分	0.950%	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	0.500%	0.050%																				
100億円超 200億円以下の部分			0.550%	0.045%																				
200億円超の部分			0.600%	0.040%																				
その他の費用・手数料	<p><b>諸費用(目論見書の作成費用など)</b></p> <p><b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b> 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p>	<p><b>売買委託手数料など</b></p> <p>組入価値証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付価値証券関連報酬(価値証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>																						

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2014年10月10日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**nikko am**

# 財産3分法ファンド (不動産・債券・株式)資産成長型

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年10月10日に関東財務局長に提出しており、平成26年10月11日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 平成26年10月10日  
発行者名 : 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役 村上 雅彦  
本店の所在の場所 : 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	38
第3【ファンドの経理状況】 .....	44
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	91
第三部【委託会社等の情報】 .....	92
約款 .....	131

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「財産3分法ファンド」、「財産3分法ファンドー資産成長型」、「財産3分法」、「財産3分法ー資産成長型」、「資産成長型ー財産3分法」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。

### (6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

平成26年10月11日から平成27年10月9日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
一般	年12回 (毎月)	欧州		
公債		アジア		
社債		オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ( )	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産 複合 資産配分 固定型(株式、債 券、不動産投 信)))		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり(部分ヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

●●● ファンドの特色 ●●●

**1 投資信託証券への投資を通じて、  
3つの異なる資産(不動産、債券および株式)に分散投資します。**

- 「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンドです。

**2 原則として、各資産の基本組入比率は  
不動産等25%、債券50%、株式25%とします。**

- 各資産の組入比率の合計は、原則高位を維持します。
- ※各資産への投資比率については、基本組入比率をベースに各資産の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況などを勘案して「不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。

**3 年1回、決算を行ないます。**

- 毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわない場合があります。
- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

**「財産3分法」とは？**

財産を「不動産・現金(預金)・株式」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」といいます。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、**安定性・流動性・収益性**を保ちながら資産形成が行なわれてきました。



**資産分散により、安定した資産の成長をめざします。**

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

## 基本組入比率

### 先進国海外債券

先進国海外債券への投資にあたっては、原則として、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。



海外資産 50%

海外債券  
インデックス  
(ヘッジなし)  
マザーファンド  
15%

35%  
高利回りソブリン債券  
インデックスファンド

財産3分法ファンド  
(不動産・債券・株式)  
資産成長型

日本リート  
インデックスJ-REIT  
マザーファンド  
25%

25%  
日本株式  
インデックス225  
マザーファンド

国内資産 50%

### J-REIT(国内不動産投信)

わが国の不動産投信への投資にあたっては、原則として、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざします。



### 高金利海外債券

高金利海外債券への投資にあたっては、原則として、パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。

### 日本株式

わが国の株式への投資にあたっては、原則として、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。

- 上記は、2014年7月末の基本組入比率であり、将来変更となる場合があります。
- 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

#### 先進国海外債券

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本)は、シティグループグローバルマーケティングが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。(ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループグローバルマーケティングに帰属します。また、シティグループグローバルマーケティングは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### 高金利海外債券

パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)

パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックスは、パークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、所有している商標です。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。パークレイズは、高利回りソブリン債券インデックスファンド(以下、「本商品」)の発行者またはプロバイダではありません。パークレイズは、本商品の投資家に一切の義務を負いません。

#### J-REIT(国内不動産投信)

東証REIT指数(配当込み)

東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

#### 日本株式

日経平均株価(225種・東証)

日経平均株価(225種・東証)は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

### 不動産投信(J-REIT)とは...



不動産投信とは、投資家などから集めた資金で不動産などを保有し、そこから生じる賃料収入や売却益などを投資家に分配する商品です。安定した利回りや、相対的に高い分配収入が期待できるとされています。通常、金融商品取引所で株式と同様に売買されます。

# ●●● 資産分散投資で安定的な値動きをめざします。

●それぞれの資産は、異なる値動きをする傾向があります。

<各資産の値動きの特徴>

	不動産等	債券	株式
景気が良くなると	空室率や賃料水準は改善の傾向 価格が上がる傾向	金利は上がる傾向 価格は下がる傾向	企業業績は改善する傾向 価格は上がる傾向
景気が悪くなると	空室率や賃料水準は悪化の傾向 価格は下がる傾向	金利は下がる傾向 価格は上がる傾向	企業業績は悪化する傾向 価格は下がる傾向

※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

## (ご参考) ファンドと対象資産の推移

(2009年8月6日(ファンド設定日前日)~2014年7月31日)



資産分散することで  
安定的な資産の成長が  
期待されます。



- ファンド: 信託報酬控除後の1万口当たりの基準価額(税引前分配金再投資ベース)  
税引前分配金再投資ベースとは、分配金(税引前)を再投資したもものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。
  - J-REIT: 東証REIT指数(配当込み)
  - 海外債券: 2014年1月6日以降は、パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)とシティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の日次騰落率を7:3の比率で合成して計算した指数、それ以前は、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
  - 日本株式: 日経平均株価(225種・東証)
- ※上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ●●● 分配金について

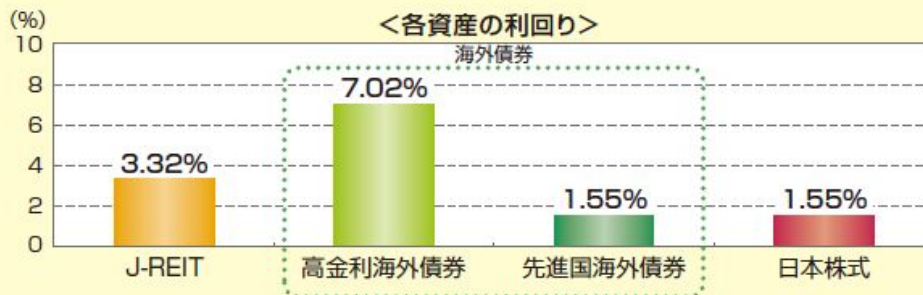
J-REITや海外債券、日本株式から得られるインカム収益(分配金、利子、配当金)を中心に、キャピタル収益(資産の成長分、為替差益)なども考慮して、分配する方針です。



●分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

## (ご参考) それぞれの資産から、インカム収益\*が期待されます。

\* J-REITや債券、株式の分配金や利子、配当など



J-REIT: 東証REIT指数(実績分配金利回り)

高金利海外債券: パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

先進国海外債券: シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

日本株式: 日経平均株価(実績配当利回り)

上記グラフの参考利回りは、2014年7月末現在の各資産の利回りなどであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



\* 上記の他、約款で別に定める投資信託証券に投資する場合があります。

(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャルペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。  
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年8月7日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成26年1月6日

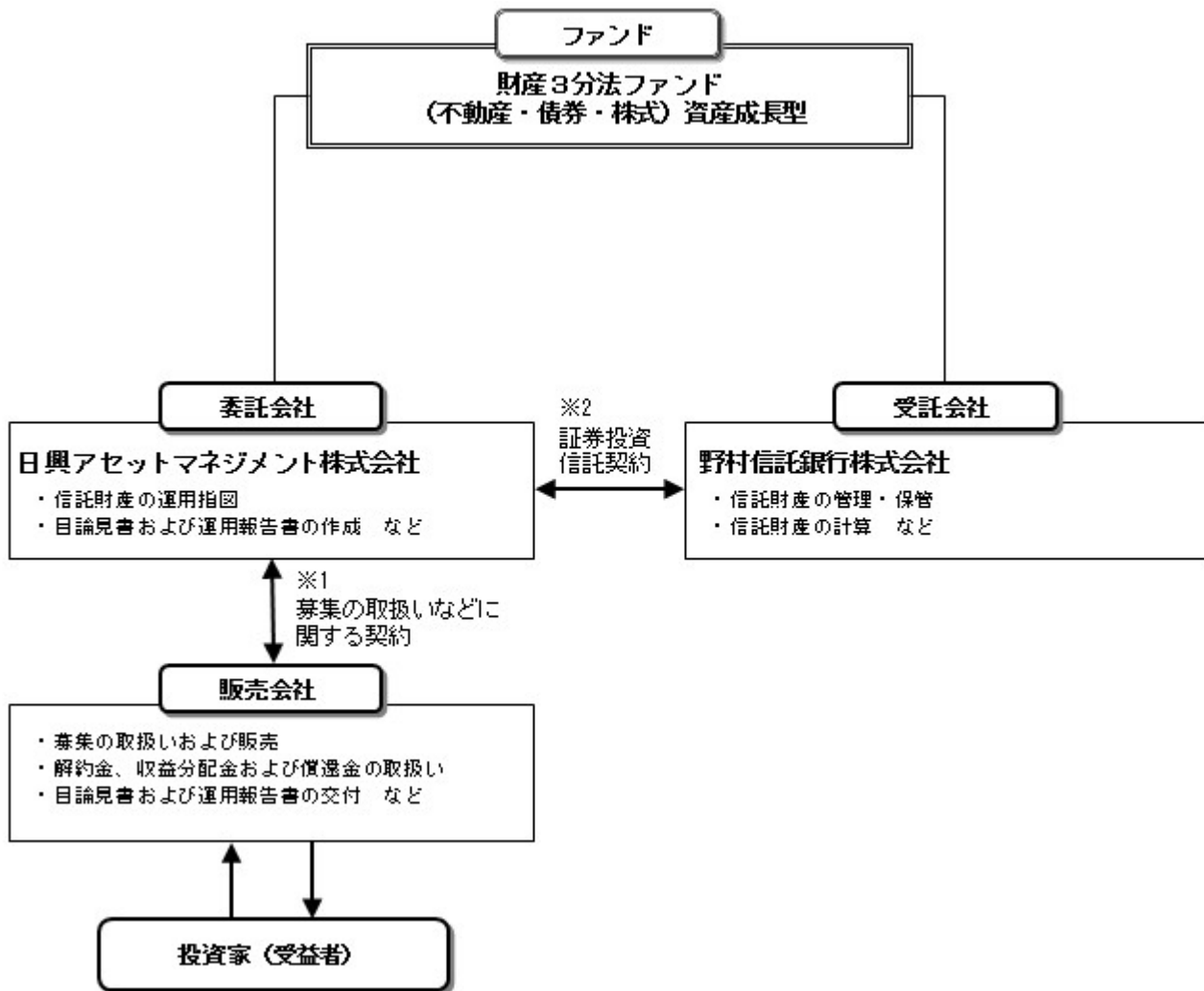
- ・投資形態をファミリーファンド方式からファンド・オブ・ファンズ方式へ変更

平成26年10月11日

- ・信託期間の更新（信託終了日を平成31年7月10日から平成36年7月10日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

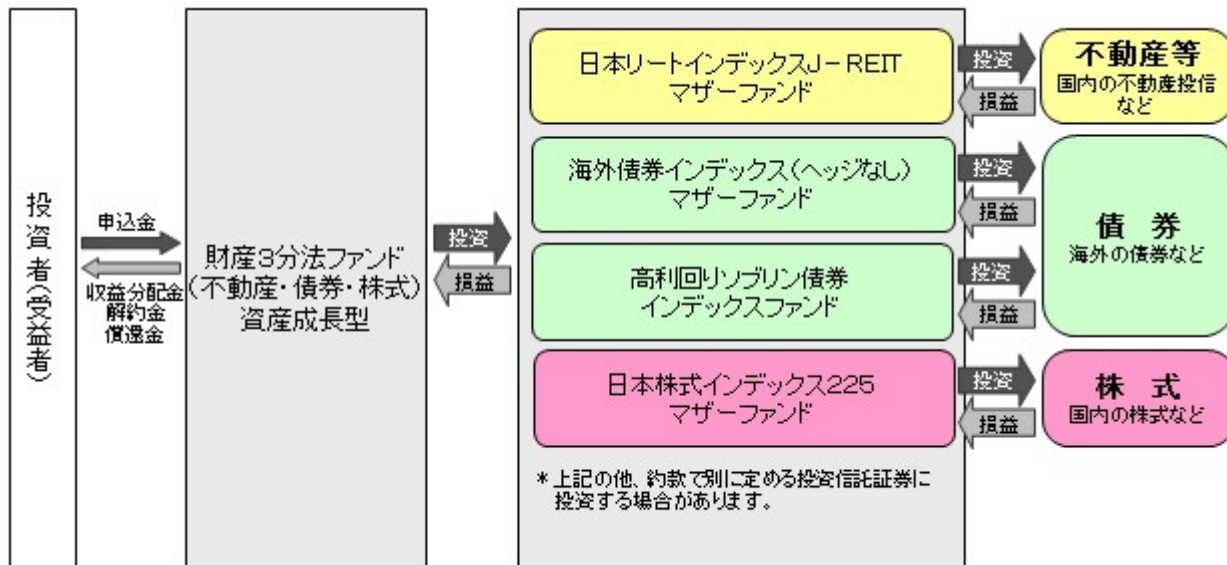


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成 26 年 7 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

昭和 34 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成 11 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	179,869,100 株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400 株	7.24%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資を行ないます。

「不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。）」 …… 25%±20%

「債券」 …… 50%±40%

「株式」 …… 25%±20%

- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向などを勘案して決定します。
- ・なお、別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。
- ・ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準に



なったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1) 有価証券
  - 2) 金銭債権
  - 3) 約束手形
  - 4) 為替手形
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
  - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
  - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
  - 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
  - 1) 外国為替予約取引
  - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<日本リートインデックスJーREITマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、東証REIT指数（配当込み）*の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動した投資成果をめざします。</li> <li>不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</li> <li>有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。</li> <li>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券への投資を東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲内で行なうことができるものとします。</li> <li>外貨建資産への投資は行ないません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成17年6月30日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

\*東証REIT指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJーREIT全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果）を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJーREIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	内外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として世界各国の債券に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</li> <li>・運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> <li>・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。</li> <li>・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行ないません。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成10年10月30日設定）
決算日	毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

\*シティ世界国債インデックス（除く日本）は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指数をヘッジを行わずに円換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<高利回りソブリン債券インデックスファンド> (ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	主として、日本を除く世界の高利回り国のソブリン債券に投資を行ない、バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス（ヘッジなし・円ベース）*への連動をめざします。
主な投資対象	ソブリン債券（国債、州政府債、政府保証債、国際機関債など）を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス（ヘッジなし・円ベース）の構成国のソブリン債券に投資を行ない、当該指数に連動する投資成果をめざします。</li> <li>原則として、高利回りの7カ国（少なくとも2カ国は先進国）のソブリン債券へ投資します。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資は行ないません。</li> <li>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
収益分配	原則として、毎月22日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。なお、管理会社の判断により収益分配を行わないことがあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	固定報酬として年額最大32万1,000ユーロ
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対して0.2%（1口あたり）
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、連動目標指数に関する標章の使用料、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント株式会社
管理会社	日興AMルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月末日

\*バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、所有している商標です。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。バークレイズは、高利回りソブリン債券インデックスファンド（以下、「本商品」）の発行者またはプロバイダではありません。バークレイズは、本商品の投資家に一切の義務を負いません。

<日本株式インデックス225マザーファンド>

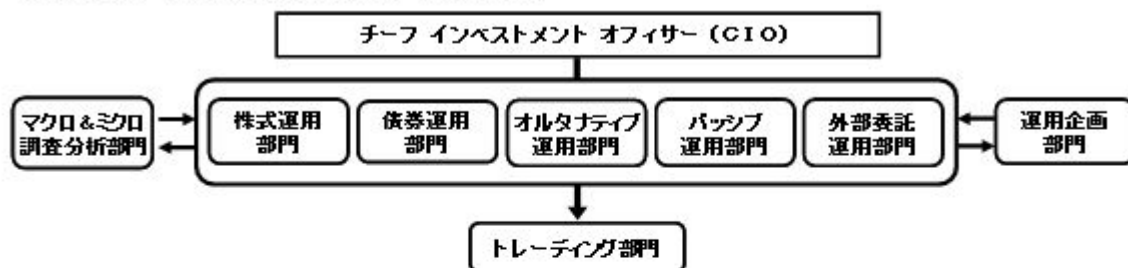
運用の基本方針	
基本方針	わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（225種・東証）*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主としてわが国の株式に投資し、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。</li> <li>運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引などを活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</li> <li>株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成10年10月30日設定）
決算日	毎年10月26日（休業日の場合は翌営業日）

\*日経平均株価（225種・東証）は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

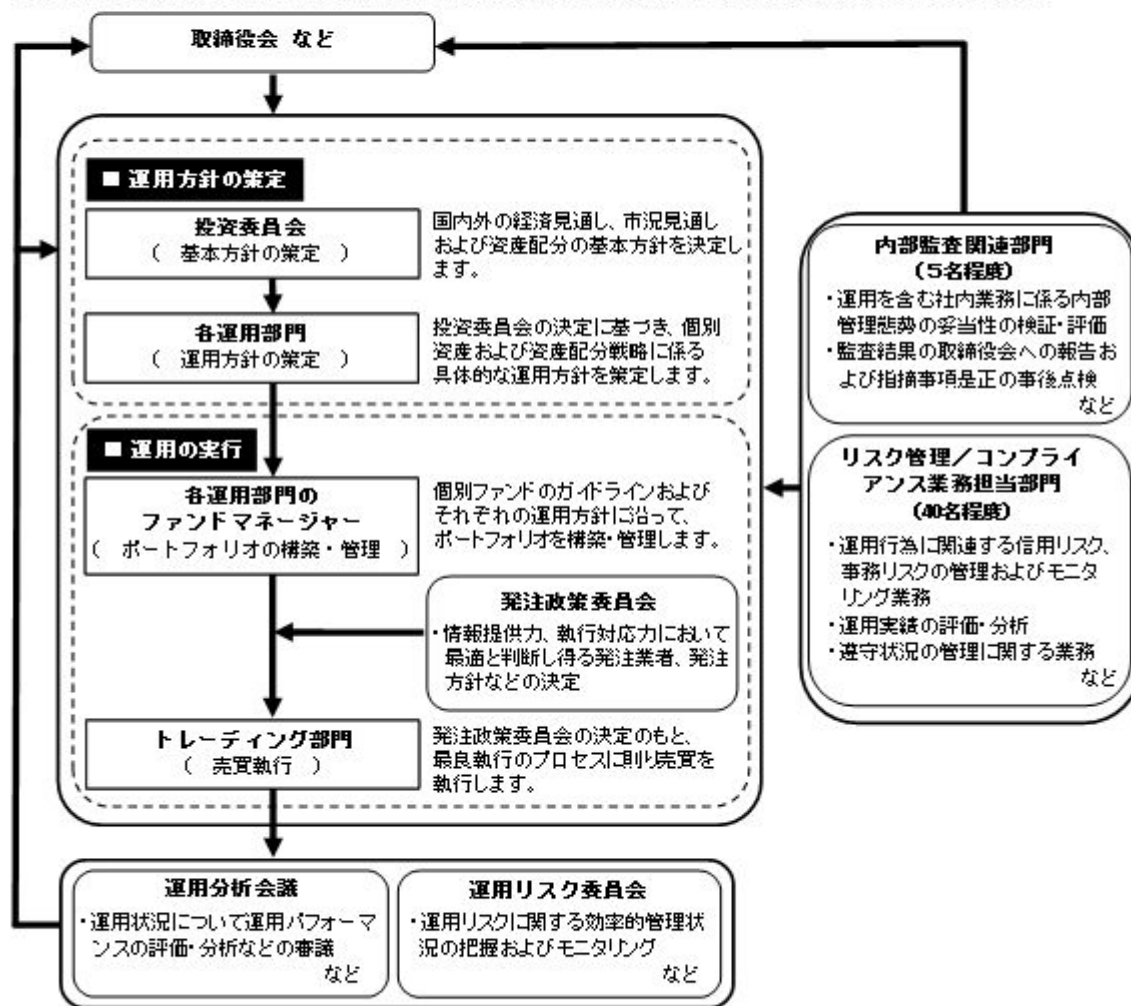
同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は平成26年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### ② 収益分配金の支払い

##### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

#### 3 【投資リスク】

##### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、

当ファンドは預貯金とは異なります。

- ・当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。



⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

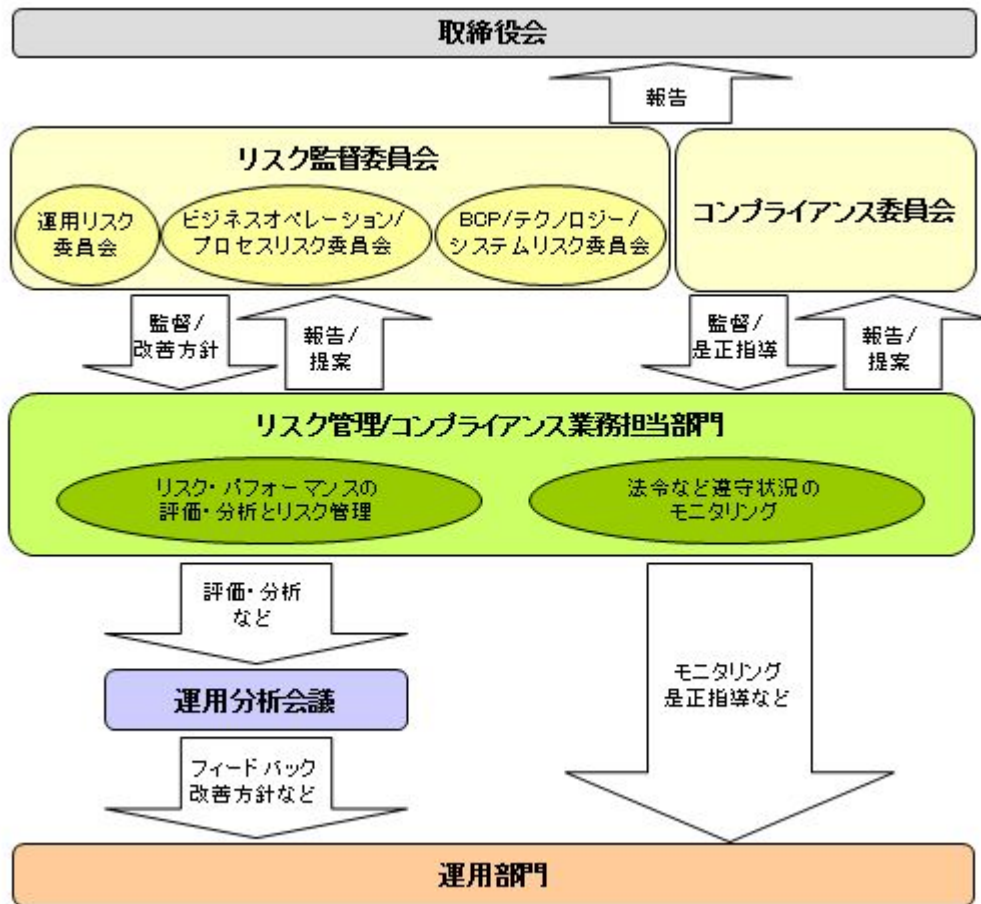
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理/コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはリスク管理/コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成26年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

###### ① 換金手数料

ありません。

###### ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.026%（税抜0.95%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする「日本リートインデックスJ-REITマザーファンド」の主要投資対象である不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、投資する外国投資信託の信託報酬は固定報酬となっていることなどから、事前に、料率などを表示することができません。

###### ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.950%	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	0.500%	0.050%
100億円超200億円以下の部分			0.550%	0.045%
200億円超の部分			0.600%	0.040%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

###### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から

支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるもの）に限り、）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）に 0.54（税抜 0.5）を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は 4 : 1 とし、信託報酬と同時期に支払います。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「日本リートインデックス J-REIT マザーファンド」

「海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド」

「日本株式インデックス 225 マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

「高利回りソブリン債券インデックスファンド」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・連動目標指数に関する標章の使用料
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

\* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

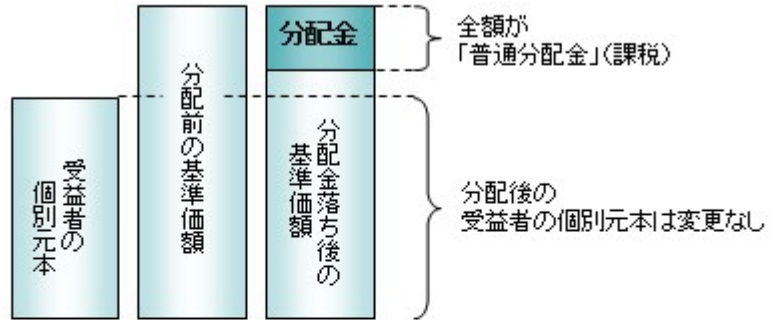
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

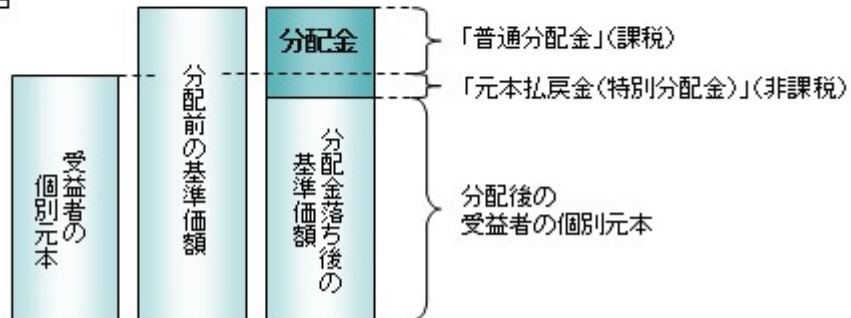
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は平成 26 年 10 月 10 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型】

以下の運用状況は2014年7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	198,451,637	34.43
親投資信託受益証券	日本	374,456,029	64.97
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	3,483,495	0.60
合計（純資産総額）		576,391,161	100.00

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
ルクセンブルク	投資信託受益証券	高利回りソブリン債券インデックスファンド	214,635,126	0.94	202,675,654	0.92	198,451,637	34.43
日本	親投資信託受益証券	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	92,358,527	1.5348	141,755,814	1.5635	144,402,556	25.05
日本	親投資信託受益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	102,423,272	1.3659	139,900,905	1.4016	143,556,458	24.91
日本	親投資信託受益証券	海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド	41,271,598	2.0802	85,855,097	2.0958	86,497,015	15.01

##### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	34.43
親投資信託受益証券	64.97
合計	99.40

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2010年7月12日)	10	10	0.9202	0.9202
第2計算期間末 (2011年7月11日)	27	27	0.9685	0.9685
第3計算期間末 (2012年7月10日)	28	28	0.9317	0.9317
第4計算期間末 (2013年7月10日)	69	69	1.3361	1.3361
第5計算期間末 (2014年7月10日)	500	501	1.5022	1.5032
2013年7月末日	68	—	1.2980	—
8月末日	71	—	1.2867	—
9月末日	79	—	1.3744	—
10月末日	86	—	1.3794	—
11月末日	91	—	1.4337	—
12月末日	96	—	1.4791	—
2014年1月末日	158	—	1.4139	—
2月末日	244	—	1.4276	—
3月末日	282	—	1.4396	—
4月末日	314	—	1.4414	—
5月末日	378	—	1.4722	—
6月末日	452	—	1.5013	—
7月末日	576	—	1.5165	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2009年8月7日～2010年7月12日	0.0000
第2期	2010年7月13日～2011年7月11日	0.0000
第3期	2011年7月12日～2012年7月10日	0.0000
第4期	2012年7月11日～2013年7月10日	0.0000
第5期	2013年7月11日～2014年7月10日	0.0010

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2009年8月7日～2010年7月12日	△7.98
第2期	2010年7月13日～2011年7月11日	5.25
第3期	2011年7月12日～2012年7月10日	△3.80



第4期	2012年7月11日～2013年7月10日	43.40
第5期	2013年7月11日～2014年7月10日	12.51

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2009年8月7日～2010年7月12日	11,782,623	40,693
第2期	2010年7月13日～2011年7月11日	21,880,181	4,945,685
第3期	2011年7月12日～2012年7月10日	16,043,631	14,403,887
第4期	2012年7月11日～2013年7月10日	41,033,528	19,296,891
第5期	2013年7月11日～2014年7月10日	319,455,166	38,111,608

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

日本リートインデックス J-REIT マザーファンド

以下の運用状況は 2014 年 7 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	8,584,379,160	98.61
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	120,742,670	1.39
合計 (純資産総額)		8,705,121,830	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,407	585,000	823,095,000	580,000	816,060,000	9.37
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,247	581,000	724,507,000	582,000	725,754,000	8.34
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	2,301	224,600	516,804,600	227,600	523,707,600	6.02
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	2,504	160,300	401,391,200	165,900	415,413,600	4.77
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	1,559	230,300	359,037,700	240,300	374,627,700	4.30
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,296	251,300	325,684,800	245,500	318,168,000	3.65
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	822	362,500	297,975,000	357,500	293,865,000	3.38
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	494	559,000	276,146,000	567,000	280,098,000	3.22
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,960	138,300	271,068,000	141,800	277,928,000	3.19
日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	2,091	111,300	232,728,300	114,800	240,046,800	2.76
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	1,316	166,800	219,508,800	176,500	232,274,000	2.67
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	250	853,000	213,250,000	918,000	229,500,000	2.64
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	435	506,002.23	220,110,970	519,000	225,765,000	2.59
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,380	136,900	188,922,000	151,100	208,518,000	2.40
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	1,660	119,400	198,204,000	124,900	207,334,000	2.38
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	354	524,000	185,496,000	562,000	198,948,000	2.29
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	827	237,600	196,495,200	236,700	195,750,900	2.25

日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	371	477,000	176,967,000	488,500	181,233,500	2.08
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	460	376,500	173,190,000	393,500	181,010,000	2.08
日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	373	452,500	168,782,500	484,000	180,532,000	2.07
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	1,209	138,600	167,567,400	138,300	167,204,700	1.92
日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	165	916,000	151,140,000	904,000	149,160,000	1.71
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	2,613	51,700	135,092,100	57,000	148,941,000	1.71
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	974	140,600	136,944,400	140,100	136,457,400	1.57
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	293	431,500	126,429,500	458,000	134,194,000	1.54
日本	投資証券	福岡リート投資法人 投資証券	688	169,000	116,272,000	187,000	128,656,000	1.48
日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	947	131,400	124,435,800	135,200	128,034,400	1.47
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	650	149,600	97,240,000	177,200	115,180,000	1.32
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	1,470	63,900	93,933,000	75,700	111,279,000	1.28
日本	投資証券	積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 投資証券	912	99,200	90,470,400	105,600	96,307,200	1.11

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.61
合計	98.61

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド

以下の運用状況は2014年7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	77,185,547,391	37.36
	カナダ	4,659,198,703	2.26
	メキシコ	2,223,166,161	1.08
	ドイツ	17,756,092,284	8.59
	イタリア	21,599,102,707	10.45
	フランス	21,687,640,116	10.50
	オランダ	5,804,322,263	2.81
	スペイン	11,689,802,036	5.66
	ベルギー	5,770,865,351	2.79
	オーストリア	3,641,026,861	1.76
	フィンランド	1,424,339,069	0.69
	アイルランド	1,758,241,569	0.85
	イギリス	16,708,505,359	8.09
	スイス	745,410,820	0.36
	スウェーデン	1,165,646,101	0.56
	ノルウェー	604,033,263	0.29
	デンマーク	1,673,147,402	0.81
	ポーランド	1,435,544,527	0.69
	オーストラリア	3,480,850,382	1.68
	シンガポール	779,804,217	0.38
マレーシア	1,137,708,727	0.55	
南アフリカ	1,029,036,304	0.50	
	小計	203,959,031,613	98.71
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	2,655,133,881	1.29
合計（純資産総額）		206,614,165,494	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	63,844,956	0.03
	売建	—	339,850,740	△0.16

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	22,200,000	11,163.24	2,478,239,852	10,849.87	2,408,671,469	4.500	2015/11/15	1.17
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,200,000	11,506.85	2,094,248,156	11,137.53	2,027,030,474	5.125	2016/5/15	0.98
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,300,000	11,016.26	2,015,976,220	10,722.91	1,962,293,630	4.250	2015/8/15	0.95
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	17,700,000	11,255.90	1,992,295,008	10,937.45	1,935,929,480	4.500	2016/2/15	0.94
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,900,000	11,465.71	1,823,049,162	11,243.59	1,787,731,468	3.625	2021/2/15	0.87
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,000,000	14,796.74	1,775,608,828	14,290.52	1,714,863,047	8.000	2021/11/15	0.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,200,000	11,515.98	1,750,429,863	11,223.50	1,705,972,950	3.750	2018/11/15	0.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,000,000	11,500.68	1,725,103,050	11,230.73	1,684,610,683	3.625	2020/2/15	0.82
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,300,000	10,677.05	1,526,818,875	10,553.37	1,509,132,513	2.125	2015/12/31	0.73
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,000,000	11,350.52	1,475,568,380	11,096.55	1,442,551,602	3.375	2019/11/15	0.70
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,600,000	11,636.44	1,466,192,574	11,304.66	1,424,387,327	4.000	2018/8/15	0.69
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,150,000	15,760.18	1,284,455,159	16,210.85	1,321,184,377	3.250	2021/7/4	0.64
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,000,000	10,999.80	1,319,976,900	10,791.21	1,294,945,781	2.750	2018/2/28	0.63
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,700,000	11,325.84	1,325,123,514	11,057.98	1,293,783,897	3.500	2018/2/15	0.63
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,100,000	10,649.49	1,288,588,357	10,600.78	1,282,694,577	2.250	2016/3/31	0.62
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,500,000	11,024.49	1,267,816,523	10,808.89	1,243,022,602	3.250	2016/5/31	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9,000,000	14,073.57	1,266,621,855	13,453.26	1,210,793,589	8.125	2019/8/15	0.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,500,000	10,300.89	1,184,603,028	10,219.11	1,175,197,847	1.500	2018/12/31	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9,700,000	12,417.53	1,204,500,455	11,875.15	1,151,890,269	7.500	2016/11/15	0.56
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,410,000	19,277.66	1,042,921,583	21,261.78	1,150,262,336	9.000	2023/11/1	0.56
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,950,000	14,896.37	1,184,261,906	14,254.36	1,133,222,191	8.750	2020/8/15	0.55
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,000,000	11,396.16	1,139,616,045	11,167.26	1,116,726,016	3.500	2020/5/15	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9,800,000	11,610.73	1,137,852,177	11,295.82	1,106,990,620	4.250	2017/11/15	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,100,000	11,005.97	1,111,603,828	10,797.64	1,090,561,939	2.750	2017/12/31	0.53
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,400,000	14,426.28	1,067,544,868	14,661.21	1,084,930,278	3.750	2016/8/1	0.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,000,000	11,038.69	1,103,869,765	10,820.94	1,082,094,492	3.250	2016/6/30	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,000,000	10,946.88	1,094,688,090	10,795.23	1,079,523,242	3.000	2016/8/31	0.52
フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	7,300,000	14,741.84	1,076,154,612	14,534.81	1,061,041,168	3.250	2016/4/25	0.51
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,000,000	10,704.48	1,070,448,443	10,581.49	1,058,149,727	2.250	2018/7/31	0.51
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	10,000,000	10,617.22	1,061,722,916	10,544.53	1,054,453,555	2.000	2016/1/31	0.51

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.71
合計	98.71

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資
-------	----	----	----	----------	---------	----

						比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	310,000.00	31,880,400	31,880,400	0.02
	ノルウェークローネ	買建	1,461,000.00	24,027,606	24,018,840	0.01
	マレーシアリングgit	買建	246,302.43	7,942,711	7,945,716	0.00
	米ドル	売建	1,060,000.00	108,224,198	109,010,400	△0.05
	ユーロ	売建	1,520,000.00	209,339,020	209,440,800	△0.10
	英ポンド	売建	123,000.00	21,396,711	21,399,540	△0.01

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

日本株式インデックス225マザーファンド

以下の運用状況は2014年7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	109,056,742,940	99.43
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	621,459,068	0.57
合計 (純資産総額)		109,678,202,008	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	579,050,000	0.53

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	274,000	33,188.06	9,093,530,000	34,405.00	9,426,970,000	8.60
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	822,000	7,478.67	6,147,474,000	7,572.00	6,224,184,000	5.67
日本	株式	ファナック	電気機器	274,000	16,455.10	4,508,700,000	17,990.00	4,929,260,000	4.49
日本	株式	KDDI	情報・通信業	548,000	5,113.81	2,802,368,000	5,997.00	3,286,356,000	3.00
日本	株式	京セラ	電気機器	548,000	4,937.24	2,705,612,000	5,047.00	2,765,756,000	2.52
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	548,000	3,900.97	2,137,736,000	3,654.00	2,002,392,000	1.83
日本	株式	ダイキン工業	機械	274,000	5,641.42	1,545,750,000	7,180.00	1,967,320,000	1.79
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	1,370,000	1,078.70	1,477,830,000	1,415.00	1,938,550,000	1.77
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	274,000	5,433.56	1,488,796,000	6,740.00	1,846,760,000	1.68
日本	株式	信越化学工業	化学	274,000	5,523.24	1,513,368,000	6,580.00	1,802,920,000	1.64
日本	株式	セコム	サービス業	274,000	5,919.70	1,621,998,000	6,338.00	1,736,612,000	1.58
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	274,000	6,304.29	1,727,376,000	6,137.00	1,681,538,000	1.53
日本	株式	キャノン	電気機器	411,000	3,150.30	1,294,776,000	3,392.00	1,394,112,000	1.27
日本	株式	TDK	電気機器	274,000	4,145.14	1,135,770,000	4,985.00	1,365,890,000	1.25
日本	株式	デンソー	輸送用機器	274,000	4,737.89	1,298,182,000	4,788.00	1,311,912,000	1.20
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	274,000	4,649.90	1,274,074,000	4,727.00	1,295,198,000	1.18
日本	株式	テルモ	精密機器	548,000	2,349.90	1,287,748,000	2,362.00	1,294,376,000	1.18
日本	株式	日東電工	化学	274,000	5,175.57	1,418,108,000	4,684.00	1,283,416,000	1.17
日本	株式	エーザイ	医薬品	274,000	3,845.97	1,053,798,000	4,399.00	1,205,326,000	1.10
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	274,000	3,617.72	991,258,000	4,330.50	1,186,557,000	1.08

日本	株式	住友不動産	不動産業	274,000	4,759.81	1,304,190,000	4,302.50	1,178,885,000	1.07
日本	株式	花王	化学	274,000	3,150.39	863,208,000	4,247.00	1,163,678,000	1.06
日本	株式	電通	サービス業	274,000	3,732.59	1,022,730,000	4,125.00	1,130,250,000	1.03
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	274,000	3,280.03	898,730,000	3,950.00	1,082,300,000	0.99
日本	株式	オリンパス	精密機器	274,000	3,129.78	857,560,000	3,750.00	1,027,500,000	0.94
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	274,000	3,406.68	933,432,000	3,742.00	1,025,308,000	0.93
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	274,000	3,637.77	996,750,000	3,700.00	1,013,800,000	0.92
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	274,000	3,394.93	930,212,000	3,652.00	1,000,648,000	0.91
日本	株式	スズキ	輸送用機器	274,000	2,413.03	661,172,000	3,464.00	949,136,000	0.87
日本	株式	中外製薬	医薬品	274,000	2,186.46	599,092,000	3,460.00	948,040,000	0.86

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.12
		鉱業	0.15
		建設業	3.10
		食料品	4.52
		繊維製品	0.56
		パルプ・紙	0.26
		化学	7.23
		医薬品	6.61
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	1.16
		ガラス・土石製品	1.74
		鉄鋼	0.34
		非鉄金属	1.63
		金属製品	0.43
		機械	5.40
		電気機器	17.08
		輸送用機器	7.27
		精密機器	2.73
		その他製品	0.86
		電気・ガス業	0.32
		陸運業	2.41
		海運業	0.23
		空運業	0.06
倉庫・運輸関連業	0.39		
情報・通信業	11.53		
卸売業	2.55		
小売業	11.11		



		銀行業	1.33
		証券、商品先物取引業	0.63
		保険業	0.94
		その他金融業	0.52
		不動産業	3.07
		サービス業	2.74
合 計			99.43

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物 2014年09月	買建	37	日本円	554,733,873	579,050,000	0.53

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 運用実績

2014年7月31日現在

### 基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 15,165円  
純資産総額…………… 5.76億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

### 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2010年7月	2011年7月	2012年7月	2013年7月	2014年7月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	10円	10円

### 主要な資産の状況

#### 〈資産構成比〉

資産	比率
不動産投信(J-REIT)*1	25.1%
海外債券	49.4%
うち高金利海外債券*2	34.4%
うち先進国海外債券*3	15.0%
日本株式*4	24.9%
現金その他	0.6%

※対純資産総額の比率です。

- \*1 不動産投信(J-REIT):  
日本リートインデックスJ-REITマザーファンド
- \*2 高金利海外債券:  
高利回りソブリン債券インデックスファンド
- \*3 先進国海外債券:  
海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド
- \*4 日本株式:  
日本株式インデックス225マザーファンド

#### 〈不動産投信・組入上位5銘柄〉(銘柄数:46銘柄)

	銘柄名	比率
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	9.5%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	8.5%
3	日本リートリアルエステイト投資法人 投資証券	6.1%
4	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4.8%
5	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4.4%

※当マザーファンドの対組入公社債時価総額比です。

#### 〈高金利海外債券・通貨別組入上位5通貨〉

	通貨	比率
1	イギリスポンド	20.5%
2	ブラジルレアル	19.6%
3	ロシアルーブル	18.7%
4	オーストラリアドル	17.2%
5	インドネシアルピア	10.4%

※当外国投資信託の対組入公社債時価総額比です。

#### 〈先進国海外債券・通貨別組入上位5通貨〉

	通貨	比率
1	ユーロ	44.7%
2	アメリカドル	37.8%
3	イギリスポンド	8.2%
4	カナダドル	2.3%
5	オーストラリアドル	1.7%

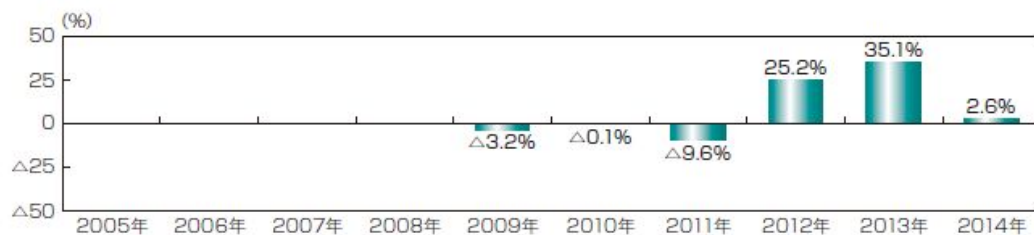
※当マザーファンドの対組入公社債時価総額比です。

#### 〈日本株式・組入上位5銘柄〉(銘柄数:225銘柄)

	銘柄名	業種名	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	8.6%
2	ソフトバンク	情報・通信業	5.7%
3	ファナック	電気機器	4.5%
4	KDDI	情報・通信業	3.0%
5	京セラ	電気機器	2.5%

※当マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2009年は、設定時から2009年末までの騰落率です。

※2014年は、2014年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

##### ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に取り取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

##### ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### ＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所<sup>※</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### (10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### (11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

## 3【資産管理等の概要】

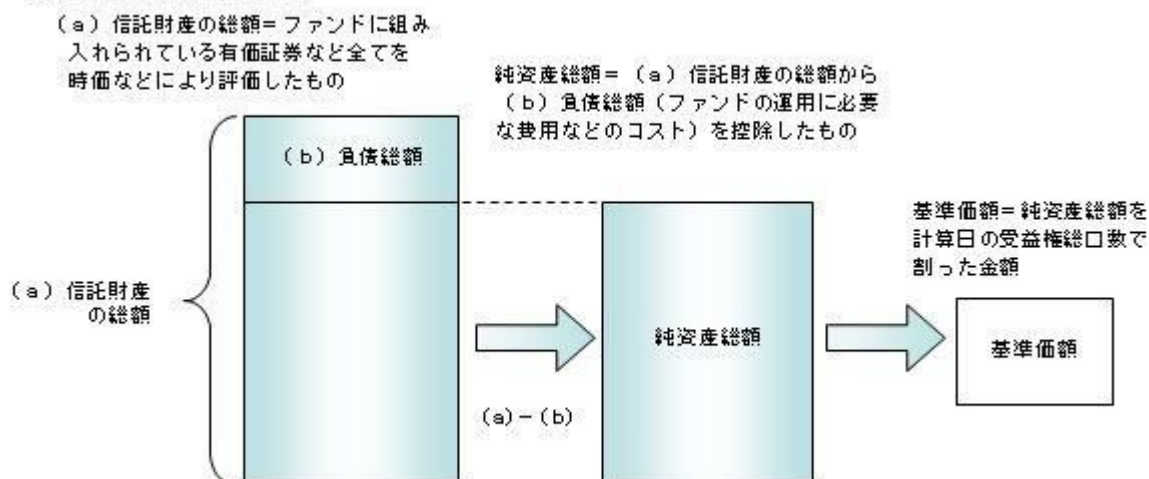
### (1)【資産の評価】

#### ① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

## <基準価額算出の流れ>



### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

##### ◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

平成 36 年 7 月 10 日までとします（平成 21 年 8 月 7 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4) 【計算期間】

毎年 7 月 11 日から翌年 7 月 10 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

### (5) 【その他】

#### ① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決

議」をご覧ください。)

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

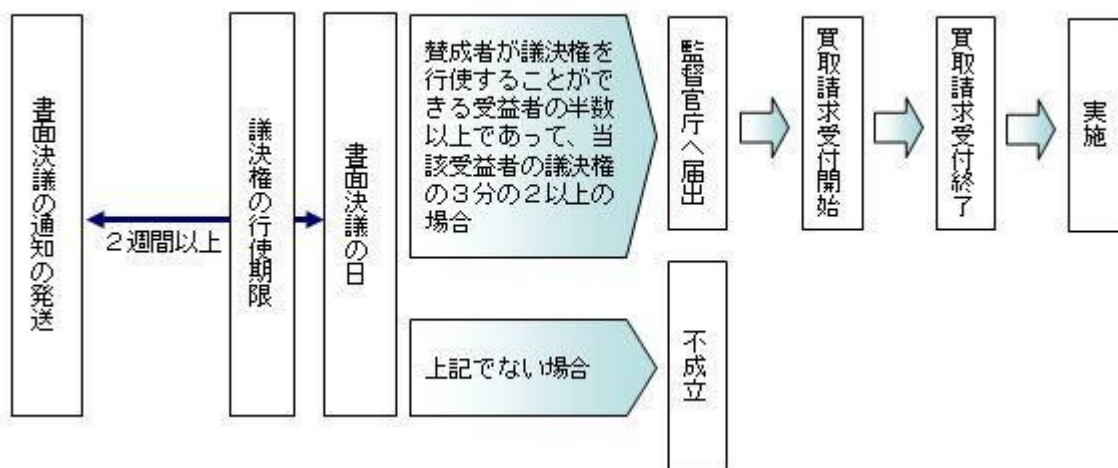
書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

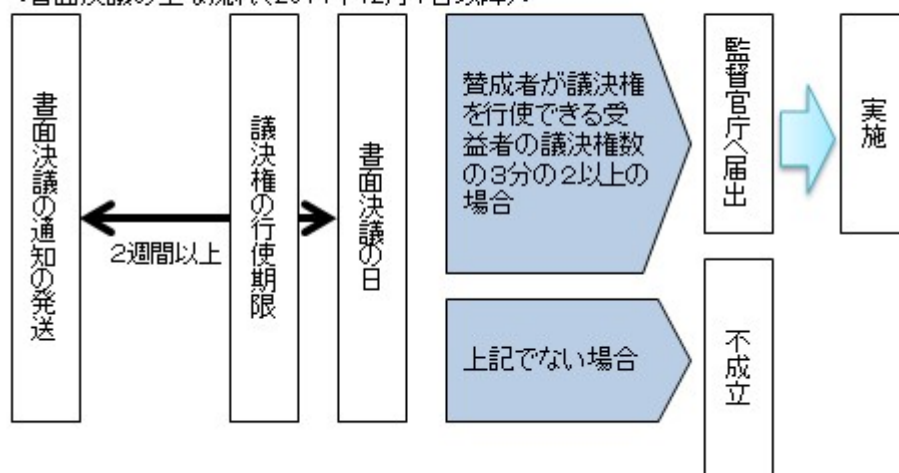
当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



※書面決議の流れは、2014年12月1日以降、下図の通り変更となります。

<書面決議の主な流れ(2014年12月1日以降)>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容



#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成25年7月11日から平成26年7月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 8 月 20 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

### あらた監査法人

指 定 社 員                      公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員

指 定 社 員                      公認会計士 鶴 田 光 夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型の平成 25 年 7 月 11 日から平成 26 年 7 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型の平成 26 年 7 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 平成25年7月10日現在	第5期 平成26年7月10日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	415,718	8,048,239
投資信託受益証券	-	171,041,944
親投資信託受益証券	69,377,190	323,810,201
未収利息	-	12
流動資産合計	69,792,908	502,900,396
資産合計	69,792,908	502,900,396
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	53,621
未払収益分配金	-	333,396
未払解約金	-	20,543
未払受託者報酬	11,103	77,162
未払委託者報酬	200,864	1,389,941
その他未払費用	34,541	183,245
流動負債合計	246,508	2,057,908
負債合計	246,508	2,057,908
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	52,052,807	333,396,365
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	17,493,593	167,446,123
(分配準備積立金)	7,332,794	27,901,398
元本等合計	69,546,400	500,842,488
純資産合計	69,546,400	500,842,488
負債純資産合計	69,792,908	502,900,396

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期		第5期	
	自 平成24年7月11日 至 平成25年7月10日		自 平成25年7月11日 至 平成26年7月10日	
営業収益				
受取配当金		-		9,130,383
受取利息		21		1,556
有価証券売買等損益		10,310,822		18,096,736
営業収益合計		10,310,843		27,228,675
営業費用				
受託者報酬		18,492		98,801
委託者報酬		335,103		1,780,569
その他費用		35,207		185,310
営業費用合計		388,802		2,064,680
営業利益又は営業損失(△)		9,922,041		25,163,995
経常利益又は経常損失(△)		9,922,041		25,163,995
当期純利益又は当期純損失(△)		9,922,041		25,163,995
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		2,415,868		2,150,520
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△2,070,553		17,493,593
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,057,973		141,877,699
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		128,901		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		11,929,072		141,877,699
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		14,605,248
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		14,605,248
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		333,396
期末剰余金又は期末欠損金(△)		17,493,593		167,446,123

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

		第4期 平成25年7月10日現在	第5期 平成26年7月10日現在
1.	期首元本額	30,316,170円	52,052,807円
	期中追加設定元本額	41,033,528円	319,455,166円
	期中一部解約元本額	19,296,891円	38,111,608円
2.	受益権の総数	52,052,807口	333,396,365口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自平成24年7月11日 至平成25年7月10日		第5期 自平成25年7月11日 至平成26年7月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	1,158,387円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 11,834,592円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	5,575,841円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 11,178,883円
C	信託約款に定める収益調整金	10,160,799円	C 信託約款に定める収益調整金 139,544,725円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	598,566円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 5,221,319円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	17,493,593円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 167,779,519円
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,360円	F 分配対象収益(1万口当たり) 5,032円
G	分配金額	0円	G 分配金額 333,396円
H	分配金額(1万口当たり)	0円	H 分配金額(1万口当たり) 10円

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

	第4期 自平成24年7月11日 至平成25年7月10日	第5期 自平成25年7月11日 至平成26年7月10日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	第4期 平成25年7月10日現在	第5期 平成26年7月10日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第4期（平成25年7月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,827,255
合計	7,827,255

第5期（平成26年7月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△631,456
親投資信託受益証券	15,884,555
合計	15,253,099

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第4期 平成25年7月10日現在	第5期 平成26年7月10日現在
1口当たり純資産額	1,3361円	1,5022円
(1万口当たり純資産額)	(13,361円)	(15,022円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	高利回りソブリン債券インデックスファンド	180,729,020	171,041,944	
投資信託受益証券 合計		180,729,020	171,041,944	
親投資信託受益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	90,764,493	123,911,685	
	海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド	36,062,393	75,035,021	
	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	81,407,938	124,863,495	
親投資信託受益証券 合計		208,234,824	323,810,201	
合計		388,963,844	494,852,145	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「日本リートインデックスJ-REITマザーファンド」「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」「日本株式インデックス225マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。



(参考)

日本リートインデックス J-REIT マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	52,613,304	14,873,097
投資証券	9,793,076,700	8,552,762,360
未収入金	49,175,440	51,603,000
未収配当金	83,161,278	66,392,470
未収利息	87	22
流動資産合計	9,978,026,809	8,685,630,949
資産合計	9,978,026,809	8,685,630,949
負債の部		
流動負債		
未払金	7,046,050	556,000
未払解約金	63,954,292	25,139
流動負債合計	71,000,342	581,139
負債合計	71,000,342	581,139
純資産の部		
元本等		
元本	7,747,224,003	5,662,528,266
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	2,159,802,464	3,022,521,544
元本等合計	9,907,026,467	8,685,049,810
純資産合計	9,907,026,467	8,685,049,810
負債純資産合計	9,978,026,809	8,685,630,949

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
1.	期首	平成 24 年 7 月 11 日	平成 25 年 7 月 11 日
	期首元本額	11,146,413,328 円	7,747,224,003 円
	期首からの追加設定元本額	1,095,197,131 円	71,338,144 円
	期首からの一部解約元本額	4,494,386,456 円	2,156,033,881 円
	元本の内訳 ※		
	世界の財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	7,728,465,728 円	5,576,606,069 円
	財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型	13,580,305 円	81,407,938 円
日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（代替資産）	5,177,970 円	4,514,259 円	
計	7,747,224,003 円	5,662,528,266 円	
2.	受益権の総数	7,747,224,003 口	5,662,528,266 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 24 年 7 月 11 日 至 平成 25 年 7 月 10 日	自 平成 25 年 7 月 11 日 至 平成 26 年 7 月 10 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。当該有価証券の性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成 25 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	526,253,856
合計	526,253,856

(平成 26 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	119,149,688
合計	119,149,688

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成 25 年 7 月 10 日現在		平成 26 年 7 月 10 日現在	
1口当たり純資産額	1.2788円	1口当たり純資産額	1.5338円
(1万口当たり純資産額)	(12,788円)	(1万口当たり純資産額)	(15,338円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	470	178,130,000	
	M I Dリート投資法人 投資証券	187	44,880,000	
	森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,410	211,923,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	164	91,020,000	
	産業ファンド投資法人 投資証券	169	152,776,000	
	大和ハウズリート投資法人 投資証券	299	134,101,500	
	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,324	328,881,600	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	246	58,867,800	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	256	227,584,000	
	G L P投資法人 投資証券	2,136	242,008,800	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	102	77,316,000	
	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	1,592	378,896,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	1,696	206,403,200	
	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	44	38,324,000	
	S I A不動産投資法人 投資証券	76	32,300,000	
	イオンリート投資法人 投資証券	967	129,964,800	
	ヒューリックリート投資法人 投資証券	664	105,841,600	
	日本リート投資法人 投資証券	155	39,897,000	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,438	831,164,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,274	735,098,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資証券	2,350	531,805,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	2,002	280,680,400	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	840	300,720,000	
	プレミアム投資法人 投資証券	223	90,984,000	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	995	140,991,500	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	197	59,691,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	379	177,751,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	2,546	412,197,400	
	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	1,344	227,673,600	
	インヴィンシブル投資法人 投資証券	1,602	41,379,660	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	505	280,275,000	
	平和不動産リート投資法人 投資証券	897	75,975,900	

日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	845	201,025,500	
福岡リート投資法人 投資証券	703	124,009,200	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	361	202,160,000	
積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 投資証券	932	95,716,400	
いちご不動産投資法人 投資証券	1,045	72,732,000	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	445	214,712,500	
阪急リート投資法人 投資証券	122	68,808,000	
スターツプロシード投資法人 投資証券	148	26,151,600	
トップリート投資法人 投資証券	179	80,550,000	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	381	181,737,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	2,669	145,994,300	
日本賃貸住宅投資法人 投資証券	1,502	104,839,600	
ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	1,235	168,824,500	
合計	39,116	8,552,762,360	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	118,581,344	55,492,587
コール・ローン	484,438,165	365,637,781
国債証券	231,436,933,851	203,367,580,217
派生商品評価勘定	1,339,872	82,062
未収入金	718,407,484	438,536,250
未収利息	2,846,012,201	2,341,096,285
前払費用	98,656,277	85,312,693
流動資産合計	235,704,369,194	206,653,737,875
資産合計	235,704,369,194	206,653,737,875
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	238,398	10,681
未払金	-	330,910,035
未払解約金	1,060,414,753	411,627,959
流動負債合計	1,060,653,151	742,548,675
負債合計	1,060,653,151	742,548,675
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	124,363,214,579	98,962,546,075
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	110,280,501,464	106,948,643,125
元本等合計	234,643,716,043	205,911,189,200
純資産合計	234,643,716,043	205,911,189,200
負債純資産合計	235,704,369,194	206,653,737,875

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
1.	期首	平成 24 年 7 月 11 日	平成 25 年 7 月 11 日
	期首元本額	163,039,168,470 円	124,363,214,579 円
	期首からの追加設定元本額	2,596,456,016 円	1,455,831,529 円
	期首からの一部解約元本額	41,272,409,907 円	26,856,500,033 円
	元本の内訳 ※		
	インデックスファンド海外債券ヘッジなし（DC 専用）	10,167,046,104 円	10,490,048,916 円
	DC インデックスバランス（株式 20）	55,808,598 円	62,687,393 円
	DC インデックスバランス（株式 40）	105,619,084 円	118,876,841 円
	DC インデックスバランス（株式 60）	135,473,881 円	147,696,344 円
	DC インデックスバランス（株式 80）	118,109,161 円	134,083,389 円
	財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	37,881,036,350 円	31,028,947,559 円
	世界の財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	5,175,547,630 円	4,113,030,326 円
	日興五大陸債券ファンド（毎月分配型）	55,907,108,566 円	40,052,969,579 円
	全世界株式債券ファンド（日本・先進国・新興国）毎月分配型	43,241,287 円	31,716,419 円
	日興外国債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,287,993,560 円	1,137,545,840 円
	財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型	18,084,148 円	36,062,393 円
	日興ストラテジック・アロケーション・ファンド（債券資産）	35,071,945 円	26,931,694 円
	アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 80）	5,268,700 円	3,800,832 円
	アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 60）	5,858,958 円	3,870,502 円
	アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 40）	13,680,150 円	9,384,874 円
アセット・ナビゲーション・ファンド（株式 20）	32,410,334 円	23,319,889 円	
世界国債インデックスファンド（適格機関投資家向け）	797,553,473 円	883,879,776 円	
国際分散型ファンド 40（適格機関投資家向け）	1,697,054,107 円	1,505,883,213 円	
世界アセットバランスファンド 40（適格機関投資家向け）	109,452,651 円	76,515,145 円	

け)			
世界アセットバランスファンド25 (適格機関投資家向け)		162,545,199 円	118,908,882 円
グローバルバランスファンド35 (適格機関投資家向け)		51,003,806 円	45,801,646 円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式20)		50,983,178 円	50,891,931 円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式40)		72,768,245 円	73,090,091 円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式60)		66,805,891 円	67,926,488 円
年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式80)		51,466,288 円	52,180,611 円
年金積立 インデックスファンド海外債券 (ヘッジなし)		10,092,093,593 円	8,430,540,957 円
海外債券インデックスファンド (個人型年金向け)		224,129,692 円	235,954,545 円
計		124,363,214,579 円	98,962,546,075 円
2. 受益権の総数		124,363,214,579 口	98,962,546,075 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 24 年 7 月 11 日 至 平成 25 年 7 月 10 日	自 平成 25 年 7 月 11 日 至 平成 26 年 7 月 10 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商	(1)有価証券  同左 (2)デリバティブ取引  同左 (3)上記以外の金融商品  同左



	品の時価を帳簿価額としております。	
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成 25 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△5,086,003,580
合計	△5,086,003,580

(平成 26 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,264,206,748
合計	3,264,206,748

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成 25 年 7 月 10 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	841,917,994	—	840,816,520	1,101,474
	米ドル	460,618,892	—	460,141,500	477,392
	加ドル	62,481,746	—	62,605,040	△123,294
	メキシコペソ	21,088,455	—	21,078,360	10,095
	ユーロ	218,883,773	—	218,297,300	586,473
	英ポンド	78,845,128	—	78,694,320	150,808
合計		841,917,994	—	840,816,520	1,101,474

(平成 26 年 7 月 10 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	22,807,950	—	22,867,350	59,400

	ユーロ	22,807,950	—	22,867,350	59,400
	売建	182,358,951	—	182,346,970	11,981
	米ドル	137,806,239	—	137,816,920	△10,681
	メキシコペソ	28,414,242	—	28,391,580	22,662
	南アフリカランド	16,138,470	—	16,138,470	—
	合計	205,166,901	—	205,214,320	71,381

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成 25 年 7 月 10 日現在		平成 26 年 7 月 10 日現在	
1口当たり純資産額	1.8868円	1口当たり純資産額	2.0807円
(1万口当たり純資産額)	(18,868円)	(1万口当たり純資産額)	(20,807円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B-4.25%-15/08/15	19,800,000.00	20,684,812.50	
		US TREASURY N/B-1.25%-15/09/30	10,000,000.00	10,128,906.25	
		US TREASURY N/B-4.5%-15/11/15	22,200,000.00	23,469,562.50	
		US TREASURY N/B-1.375%-15/11/30	9,000,000.00	9,138,515.62	
		US TREASURY N/B-2.125%-15/12/31	14,300,000.00	14,683,195.31	
		US TREASURY N/B-2.0%-16/01/31	10,000,000.00	10,256,250.00	
		US TREASURY N/B-4.5%-16/02/15	17,700,000.00	18,865,710.93	

US TREASURY N/B-2.625%-16/02/29	8,500,000.00	8,814,101.55	
US TREASURY N/B-2.25%-16/03/31	12,100,000.00	12,483,796.87	
US TREASURY N/B-2.625%-16/04/30	2,000,000.00	2,078,906.25	
US TREASURY N/B-5.125%-16/05/15	18,200,000.00	19,762,640.62	
US TREASURY N/B-7.25%-16/05/15	9,000,000.00	10,124,296.87	
US TREASURY N/B-3.25%-16/05/31	11,500,000.00	12,105,546.87	
US TREASURY N/B-3.25%-16/06/30	10,000,000.00	10,541,406.25	
US TREASURY N/B-1.5%-16/06/30	5,000,000.00	5,096,875.00	
US TREASURY N/B-3.25%-16/07/31	4,200,000.00	4,433,953.12	
US TREASURY N/B-4.875%-16/08/15	8,000,000.00	8,721,875.00	
US TREASURY N/B-3.0%-16/08/31	10,000,000.00	10,516,406.24	
US TREASURY N/B-3.0%-16/09/30	5,200,000.00	5,473,000.00	
US TREASURY N/B-3.125%-16/10/31	6,900,000.00	7,290,281.25	
US TREASURY N/B-4.625%-16/11/15	6,000,000.00	6,555,000.00	
US TREASURY N/B-7.5%-16/11/15	9,700,000.00	11,242,906.25	
US TREASURY N/B-2.75%-16/11/30	2,000,000.00	2,098,281.24	
US TREASURY N/B-3.25%-16/12/31	8,700,000.00	9,239,671.87	
US TREASURY N/B-3.125%-17/01/31	9,000,000.00	9,541,406.25	
US TREASURY N/B-4.625%-17/02/15	9,250,000.00	10,169,218.75	
US TREASURY N/B-3.0%-17/02/28	5,400,000.00	5,711,765.62	
US TREASURY N/B-3.25%-17/03/31	8,800,000.00	9,373,375.00	
US TREASURY N/B-3.125%-17/04/30	7,000,000.00	7,436,406.25	
US TREASURY N/B-4.5%-17/05/15	8,800,000.00	9,694,437.50	
US TREASURY N/B-8.75%-17/05/15	8,000,000.00	9,776,875.00	
US TREASURY N/B-2.75%-17/05/31	8,800,000.00	9,259,250.00	
US TREASURY N/B-2.5%-17/06/30	4,000,000.00	4,180,937.50	
US TREASURY N/B-4.75%-17/08/15	8,600,000.00	9,584,968.75	
US TREASURY N/B-1.875%-17/09/30	7,000,000.00	7,174,453.12	
US TREASURY N/B-4.25%-17/11/15	9,800,000.00	10,812,156.25	
US TREASURY N/B-2.25%-17/11/30	3,500,000.00	3,626,601.55	
US TREASURY N/B-2.75%-17/12/31	10,100,000.00	10,641,296.87	
US TREASURY N/B-3.5%-18/02/15	11,700,000.00	12,628,687.50	
US TREASURY N/B-2.75%-18/02/28	12,000,000.00	12,644,062.50	
US TREASURY N/B-2.875%-18/03/31	2,500,000.00	2,645,507.81	
US TREASURY N/B-3.875%-18/05/15	7,550,000.00	8,279,636.71	

US TREASURY N/B-2.375%-18/06/30	7,000,000.00	7,271,250.00	
US TREASURY N/B-2.25%-18/07/31	10,000,000.00	10,335,156.25	
US TREASURY N/B-1.375%-18/07/31	2,500,000.00	2,495,507.81	
US TREASURY N/B-4.0%-18/08/15	12,600,000.00	13,919,062.50	
US TREASURY N/B-3.75%-18/11/15	15,200,000.00	16,659,437.50	
US TREASURY N/B-1.5%-18/12/31	11,500,000.00	11,471,250.00	
US TREASURY N/B-8.875%-19/02/15	5,000,000.00	6,642,187.50	
US TREASURY N/B-2.75%-19/02/15	5,600,000.00	5,892,250.00	
US TREASURY N/B-1.375%-19/02/28	3,000,000.00	2,969,765.62	
US TREASURY N/B-1.625%-19/04/30	5,000,000.00	4,992,968.75	
US TREASURY N/B-3.125%-19/05/15	4,400,000.00	4,704,906.25	
US TREASURY N/B-3.625%-19/08/15	3,000,000.00	3,283,593.75	
US TREASURY N/B-8.125%-19/08/15	9,000,000.00	11,841,328.12	
US TREASURY N/B-3.375%-19/11/15	13,000,000.00	14,089,765.62	
US TREASURY N/B-3.625%-20/02/15	15,000,000.00	16,450,781.25	
US TREASURY N/B-3.5%-20/05/15	10,000,000.00	10,907,031.25	
US TREASURY N/B-1.375%-20/05/31	300,000.00	290,882.81	
US TREASURY N/B-2.0%-20/07/31	10,000,000.00	10,030,468.75	
US TREASURY N/B-8.75%-20/08/15	7,950,000.00	11,081,554.68	
US TREASURY N/B-2.625%-20/08/15	5,000,000.00	5,191,406.25	
US TREASURY N/B-2.625%-20/11/15	2,500,000.00	2,591,210.93	
US TREASURY N/B-3.625%-21/02/15	15,900,000.00	17,457,703.12	
US TREASURY N/B-3.125%-21/05/15	4,500,000.00	4,793,554.68	
US TREASURY N/B-8.0%-21/11/15	12,000,000.00	16,750,312.50	
US TREASURY N/B-2.0%-22/02/15	1,500,000.00	1,472,929.68	
US TREASURY N/B-2.0%-23/02/15	9,300,000.00	9,005,015.62	
US TREASURY N/B-1.75%-23/05/15	8,500,000.00	8,030,507.81	
US TREASURY N/B-2.5%-23/08/15	5,500,000.00	5,517,617.18	
US TREASURY N/B-2.5%-24/05/15	3,000,000.00	2,987,343.75	
US TREASURY N/B-6.5%-26/11/15	2,700,000.00	3,771,562.50	
US TREASURY N/B-6.125%-27/11/15	3,100,000.00	4,245,789.06	
US TREASURY N/B-6.25%-30/05/15	3,700,000.00	5,244,460.93	
US TREASURY N/B-5.375%-31/02/15	3,500,000.00	4,584,179.68	
US TREASURY N/B-5.0%-37/05/15	2,900,000.00	3,754,140.62	
US TREASURY N/B-4.375%-38/02/15	3,500,000.00	4,165,820.31	

		US TREASURY N/B-4.5%-38/05/15	3,500,000.00	4,242,929.68	
		US TREASURY N/B-4.25%-39/05/15	4,400,000.00	5,150,062.50	
		US TREASURY N/B-4.5%-39/08/15	5,100,000.00	6,196,500.00	
		US TREASURY N/B-4.375%-39/11/15	6,000,000.00	7,161,093.75	
		US TREASURY N/B-4.625%-40/02/15	6,900,000.00	8,550,070.31	
		US TREASURY N/B-4.375%-40/05/15	6,300,000.00	7,528,007.81	
		US TREASURY N/B-3.875%-40/08/15	4,900,000.00	5,416,031.25	
		US TREASURY N/B-4.25%-40/11/15	5,900,000.00	6,921,437.50	
		US TREASURY N/B-4.75%-41/02/15	1,600,000.00	2,024,625.00	
		US TREASURY N/B-4.375%-41/05/15	4,800,000.00	5,747,625.00	
		US TREASURY N/B-3.75%-41/08/15	5,100,000.00	5,516,367.18	
		US TREASURY N/B-3.125%-43/02/15	2,000,000.00	1,916,718.75	
		US TREASURY N/B-2.875%-43/05/15	5,800,000.00	5,278,000.00	
		US TREASURY N/B-3.625%-43/08/15	5,700,000.00	5,995,242.18	
		US TREASURY N/B-3.625%-44/02/15	3,000,000.00	3,153,515.62	
		US TREASURY N/B-3.375%-44/05/15	800,000.00	802,000.00	
米ドル小計			690,750,000.00	753,479,870.85 (76,530,950,482)	
加ドル	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT-1.0%-15/11/01	1,100,000.00	1,099,176.10	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.0%-15/12/01	2,350,000.00	2,413,262.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.25%-16/02/01	1,000,000.00	1,002,670.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-16/06/01	4,900,000.00	5,163,718.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-2.0%-16/06/01	1,200,000.00	1,219,812.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-16/09/01	700,000.00	724,017.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.5%-17/03/01	2,000,000.00	2,017,020.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-17/06/01	3,940,000.00	4,254,490.80	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.5%-17/09/01	1,000,000.00	1,005,760.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.25%-18/03/01	1,900,000.00	1,891,792.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-4.25%-18/06/01	1,870,000.00	2,069,098.90	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.25%-18/09/01	650,000.00	643,994.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-1.75%-19/03/01	1,350,000.00	1,362,258.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.75%-19/06/01	2,600,000.00	2,866,110.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.5%-20/06/01	1,720,000.00	1,892,567.60	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.25%-21/06/01	1,650,000.00	1,801,074.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-22/06/01	1,700,000.00	1,793,942.00	

		CANADIAN GOVERNMENT-1.5%-23/06/01	2,000,000.00	1,900,560.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-2.5%-24/06/01	1,520,000.00	1,556,480.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-8.0%-27/06/01	790,000.00	1,279,365.50	
		CANADIAN GOVERNMENT-5.75%-29/06/01	1,400,000.00	1,959,118.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-5.75%-33/06/01	1,350,000.00	1,965,154.50	
		CANADIAN GOVERNMENT-5.0%-37/06/01	1,850,000.00	2,557,458.50	
		CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-41/06/01	2,060,000.00	2,531,637.00	
		CANADIAN GOVERNMENT-3.5%-45/12/01	2,000,000.00	2,305,000.00	
加ドル小計			44,600,000.00	49,275,535.90	(4,697,436,837)
メキシコ ペソ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-15/12/17	21,600,000.00	23,076,606.24	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-6.25%-16/06/16	12,700,000.00	13,411,624.18	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.25%-16/12/15	25,600,000.00	27,812,759.04	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-5.0%-17/06/15	9,000,000.00	9,319,282.65	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-17/12/14	17,000,000.00	18,996,561.60	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-4.75%-18/06/14	10,000,000.00	10,114,301.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-18/12/13	4,500,000.00	5,212,105.20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-20/06/11	26,800,000.00	30,874,019.42	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-6.5%-21/06/10	5,000,000.00	5,362,947.25	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-6.5%-22/06/09	3,000,000.00	3,190,636.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-23/12/07	4,000,000.00	4,676,526.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%-24/12/05	27,500,000.00	36,756,489.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-27/06/03	6,000,000.00	6,805,096.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-29/05/31	25,000,000.00	30,520,458.75	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-31/05/29	9,100,000.00	10,372,483.48	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-34/11/23	1,200,000.00	1,369,674.06	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%-36/11/20	11,900,000.00	16,633,027.46	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-38/11/18	17,000,000.00	20,781,489.35	
MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-42/11/13	8,200,000.00	9,292,457.30			
メキシコペソ小計			245,100,000.00	284,578,545.48	(2,231,095,796)

ユーロ	国債証券	BELGIUM KINGDOM-3.75%-15/09/28	1,520,000.00	1,587,912.38	
		BELGIUM KINGDOM-2.75%-16/03/28	1,500,000.00	1,568,602.20	
		BELGIUM KINGDOM-3.25%-16/09/28	1,890,000.00	2,022,521.69	
		BELGIUM KINGDOM-4.0%-17/03/28	2,090,000.00	2,307,823.35	
		BELGIUM KINGDOM-3.5%-17/06/28	410,000.00	450,189.96	
		BELGIUM KINGDOM-5.5%-17/09/28	2,130,000.00	2,490,532.10	
		BELGIUM KINGDOM-4.0%-18/03/28	2,880,000.00	3,276,960.48	
		BELGIUM KINGDOM-4.0%-19/03/28	2,050,000.00	2,388,886.11	
		BELGIUM KINGDOM-3.75%-20/09/28	2,700,000.00	3,187,581.66	
		BELGIUM KINGDOM-4.25%-21/09/28	2,170,000.00	2,658,647.97	
		BELGIUM KINGDOM-4.0%-22/03/28	2,050,000.00	2,485,123.36	
		BELGIUM KINGDOM-4.25%-22/09/28	1,500,000.00	1,851,221.10	
		BELGIUM KINGDOM-2.25%-23/06/22	500,000.00	534,127.65	
		BELGIUM KINGDOM-2.6%-24/06/22	500,000.00	543,536.60	
		BELGIUM KINGDOM-4.5%-26/03/28	1,300,000.00	1,654,861.91	
		BELGIUM KINGDOM-5.5%-28/03/28	2,540,000.00	3,566,795.50	
		BELGIUM KINGDOM-4.0%-32/03/28	1,120,000.00	1,377,048.62	
		BELGIUM KINGDOM-3.0%-34/06/22	580,000.00	622,952.41	
		BELGIUM KINGDOM-5.0%-35/03/28	2,590,000.00	3,611,931.37	
		BELGIUM KINGDOM-4.25%-41/03/28	1,930,000.00	2,509,524.76	
		BELGIUM KINGDOM-3.75%-45/06/22	850,000.00	1,020,756.67	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.0%-15/07/30	2,320,000.00	2,408,711.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.75%-15/10/31	2,000,000.00	2,087,659.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.15%-16/01/31	3,700,000.00	3,856,898.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.25%-16/04/30	3,750,000.00	3,936,815.62	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.25%-16/10/31	4,700,000.00	5,088,340.32	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.8%-17/01/31	2,550,000.00	2,751,656.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.1%-17/04/30	1,500,000.00	1,554,454.95	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.5%-17/07/30	3,750,000.00	4,272,960.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.5%-18/01/31	1,900,000.00	2,131,639.64	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.1%-18/07/30	3,700,000.00	4,138,363.79			

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.75%-18/10/31	1,600,000.00	1,768,480.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.75%-19/04/30	500,000.00	531,908.95	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.6%-19/07/30	2,900,000.00	3,347,130.41	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.3%-19/10/31	3,000,000.00	3,427,423.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.0%-20/04/30	3,000,000.00	3,386,037.90	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.85%-20/10/31	2,800,000.00	3,309,485.48	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.5%-21/04/30	3,800,000.00	4,650,740.96	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.85%-22/01/31	1,600,000.00	2,004,552.64	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.4%-23/01/31	2,000,000.00	2,444,625.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.4%-23/10/31	1,250,000.00	1,428,437.62	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.8%-24/01/31	3,100,000.00	3,638,141.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.8%-24/04/30	2,200,000.00	2,394,865.88	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.75%-24/10/31	700,000.00	692,804.21	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.65%-25/07/30	1,500,000.00	1,730,783.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.9%-26/07/30	1,700,000.00	2,159,457.81	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.15%-28/10/31	900,000.00	1,071,794.70	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-6.0%-29/01/31	2,430,000.00	3,133,224.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.75%-32/07/30	2,290,000.00	2,946,941.46	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.2%-37/01/31	2,450,000.00	2,600,020.85	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.9%-40/07/30	1,850,000.00	2,144,297.07	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.7%-41/07/30	1,850,000.00	2,068,996.71	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.15%-44/10/31	600,000.00	711,310.20	
BUNDESOBLIGATION-1.75%-15/10/09	1,000,000.00	1,021,510.70	
BUNDESOBLIGATION-2.0%-16/02/26	1,700,000.00	1,754,660.27	
BUNDESOBLIGATION-2.75%-16/04/08	3,000,000.00	3,142,038.30	
BUNDESOBLIGATION-1.0%-18/10/12	2,100,000.00	2,168,404.56	



BUNDESOBLIGATION-1.0%-19/02/22	1,800,000.00	1,858,618.98	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.25%-15/07/04	5,000,000.00	5,157,019.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.5%-16/01/04	3,350,000.00	3,522,717.96	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-6.0%-16/06/20	3,400,000.00	3,791,263.84	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.0%-16/07/04	4,160,000.00	4,486,047.48	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.75%-17/01/04	5,450,000.00	5,953,218.12	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.25%-17/07/04	5,650,000.00	6,354,731.28	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.0%-18/01/04	6,200,000.00	7,042,526.68	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.25%-18/07/04	5,600,000.00	6,511,052.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.75%-19/01/04	3,100,000.00	3,588,261.16	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.5%-19/07/04	4,200,000.00	4,863,387.48	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.25%-20/01/04	4,000,000.00	4,619,846.40	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.0%-20/07/04	4,800,000.00	5,512,650.24	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.25%-21/07/04	8,150,000.00	9,586,719.49	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.25%-21/09/04	200,000.00	221,554.88	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.0%-22/01/04	2,000,000.00	2,177,222.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.75%-22/07/04	300,000.00	320,190.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-22/09/04	600,000.00	627,337.02	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-23/02/15	1,000,000.00	1,040,427.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-23/05/15	1,000,000.00	1,037,530.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.0%-23/08/15	300,000.00	323,506.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-6.25%-24/01/04	1,950,000.00	2,852,602.54	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.75%-24/02/15	900,000.00	946,308.51	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-6.5%-27/07/04	1,800,000.00	2,840,527.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-5.625%-28/01/04	1,700,000.00	2,512,754.36	

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.75%- 28/07/04	1,930,000.00	2,659,236.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-6.25%- 30/01/04	1,640,000.00	2,612,663.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-5.5%- 31/01/04	2,450,000.00	3,685,959.34	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.75%- 34/07/04	3,400,000.00	4,891,186.62	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.0%- 37/01/04	3,500,000.00	4,661,055.35	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.25%- 39/07/04	2,940,000.00	4,131,122.47	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.75%- 40/07/04	3,050,000.00	4,622,095.66	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-3.25%- 42/07/04	1,500,000.00	1,842,812.25	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.5%- 44/07/04	1,450,000.00	1,552,830.08	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.5%- 46/08/15	200,000.00	213,961.14	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN-0.0%-15/12/11	1,900,000.00	1,899,625.13	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%- 15/07/15	2,450,000.00	2,549,826.72	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.75%- 15/08/01	6,850,000.00	7,087,501.83	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.0%- 15/11/01	700,000.00	722,928.57	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.75%- 16/04/15	3,850,000.00	4,066,954.81	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.75%- 16/08/01	7,400,000.00	7,874,547.94	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.75%- 16/09/15	1,200,000.00	1,305,907.56	
BUONI POLIENNALI DEL TES-2.75%- 16/11/15	300,000.00	314,177.79	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.0%- 17/02/01	6,200,000.00	6,709,712.54	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.75%- 17/06/01	1,700,000.00	1,888,615.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.25%- 17/08/01	5,900,000.00	6,672,434.49	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%- 18/02/01	4,200,000.00	4,704,678.72	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.5%- 18/06/01	1,000,000.00	1,089,178.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%- 18/08/01	4,200,000.00	4,753,288.26	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3.5%- 18/12/01	2,600,000.00	2,847,002.08	

BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 25%- 19/02/01	4, 000, 000. 00	4, 520, 071. 60	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 5%- 19/03/01	3, 750, 000. 00	4, 286, 883. 75	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 25%- 19/09/01	3, 590, 000. 00	4, 084, 295. 61	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 5%- 20/02/01	2, 800, 000. 00	3, 228, 136. 24	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 25%- 20/03/01	3, 300, 000. 00	3, 763, 668. 15	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 0%- 20/09/01	4, 050, 000. 00	4, 569, 243. 21	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3. 75%- 21/03/01	1, 000, 000. 00	1, 109, 922. 50	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3. 75%- 21/08/01	5, 100, 000. 00	5, 650, 029. 90	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 75%- 21/09/01	4, 900, 000. 00	5, 751, 389. 70	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 0%- 22/03/01	2, 400, 000. 00	2, 851, 571. 76	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 5%- 22/09/01	1, 500, 000. 00	1, 835, 861. 10	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 5%- 22/11/01	2, 000, 000. 00	2, 447, 089. 40	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 5%- 23/05/01	500, 000. 00	573, 545. 95	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 75%- 23/08/01	1, 000, 000. 00	1, 170, 583. 30	
BUONI POLIENNALI DEL TES-9. 0%- 23/11/01	5, 410, 000. 00	8, 251, 420. 18	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 5%- 24/03/01	1, 000, 000. 00	1, 147, 445. 00	
BUONI POLIENNALI DEL TES-3. 75%- 24/09/01	1, 200, 000. 00	1, 293, 444. 72	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 0%- 25/03/01	3, 400, 000. 00	4, 032, 536. 00	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4. 5%- 26/03/01	400, 000. 00	456, 085. 24	
BUONI POLIENNALI DEL TES-7. 25%- 26/11/01	3, 500, 000. 00	4, 946, 578. 00	
BUONI POLIENNALI DEL TES-6. 5%- 27/11/01	5, 050, 000. 00	6, 801, 264. 25	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 25%- 29/11/01	4, 700, 000. 00	5, 673, 703. 70	
BUONI POLIENNALI DEL TES-6. 0%- 31/05/01	4, 400, 000. 00	5, 756, 217. 28	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 75%- 33/02/01	2, 100, 000. 00	2, 695, 664. 79	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 0%-	2, 700, 000. 00	3, 188, 256. 93	

34/08/01			
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.0%-37/02/01	3,200,000.00	3,346,817.28	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.0%-39/08/01	3,900,000.00	4,575,905.10	
BUONI POLIENNALI DEL TES-5.0%-40/09/01	3,200,000.00	3,733,688.64	
BUONI POLIENNALI DEL TES-4.75%-44/09/01	1,300,000.00	1,465,295.00	
FINNISH GOVERNMENT-4.25%-15/07/04	660,000.00	687,096.69	
FINNISH GOVERNMENT-1.75%-16/04/15	880,000.00	906,251.19	
FINNISH GOVERNMENT-3.875%-17/09/15	1,300,000.00	1,452,070.75	
FINNISH GOVERNMENT-4.375%-19/07/04	1,050,000.00	1,251,918.04	
FINNISH GOVERNMENT-3.375%-20/04/15	1,120,000.00	1,294,222.72	
FINNISH GOVERNMENT-3.5%-21/04/15	900,000.00	1,057,094.46	
FINNISH GOVERNMENT-1.625%-22/09/15	200,000.00	207,663.70	
FINNISH GOVERNMENT-1.5%-23/04/15	620,000.00	633,556.85	
FINNISH GOVERNMENT-2.0%-24/04/15	350,000.00	369,245.66	
FINNISH GOVERNMENT-4.0%-25/07/04	1,180,000.00	1,470,376.05	
FINNISH GOVERNMENT-2.75%-28/07/04	500,000.00	554,835.10	
FINNISH GOVERNMENT-2.625%-42/07/04	440,000.00	475,416.96	
FRANCE (GOVT OF)-3.0%-15/10/25	6,760,000.00	7,015,276.52	
FRANCE (GOVT OF)-0.25%-15/11/25	900,000.00	902,464.11	
FRANCE (GOVT OF)-3.25%-16/04/25	7,300,000.00	7,715,540.09	
FRANCE (GOVT OF)-5.0%-16/10/25	6,710,000.00	7,463,375.98	
FRANCE (GOVT OF)-3.75%-17/04/25	6,000,000.00	6,601,511.40	
FRANCE (GOVT OF)-4.25%-17/10/25	5,050,000.00	5,722,040.87	
FRANCE (GOVT OF)-4.0%-18/04/25	5,100,000.00	5,820,075.63	
FRANCE (GOVT OF)-1.0%-18/05/25	4,600,000.00	4,723,820.04	
FRANCE (GOVT OF)-4.25%-18/10/25	2,300,000.00	2,682,415.25	
FRANCE (GOVT OF)-1.0%-18/11/25	600,000.00	616,305.66	
FRANCE (GOVT OF)-4.25%-19/04/25	4,900,000.00	5,784,811.62	
FRANCE (GOVT OF)-8.5%-19/10/25	1,050,000.00	1,486,998.76	
FRANCE (GOVT OF)-3.75%-19/10/25	4,500,000.00	5,253,644.70	
FRANCE (GOVT OF)-3.5%-20/04/25	6,200,000.00	7,203,350.96	
FRANCE (GOVT OF)-2.5%-20/10/25	3,600,000.00	3,983,903.28	
FRANCE (GOVT OF)-3.75%-21/04/25	4,970,000.00	5,908,335.50	

FRANCE (GOVT OF)-3.25%-21/10/25	5,200,000.00	6,023,103.84	
FRANCE (GOVT OF)-3.0%-22/04/25	4,350,000.00	4,959,782.56	
FRANCE (GOVT OF)-2.25%-22/10/25	900,000.00	971,965.89	
FRANCE (GOVT OF)-8.5%-23/04/25	3,300,000.00	5,276,978.85	
FRANCE (GOVT OF)-1.75%-23/05/25	1,400,000.00	1,447,692.26	
FRANCE (GOVT OF)-4.25%-23/10/25	4,150,000.00	5,172,667.07	
FRANCE (GOVT OF)-2.25%-24/05/25	2,000,000.00	2,126,884.60	
FRANCE (GOVT OF)-6.0%-25/10/25	3,500,000.00	5,017,127.50	
FRANCE (GOVT OF)-3.5%-26/04/25	4,600,000.00	5,392,920.40	
FRANCE (GOVT OF)-2.75%-27/10/25	2,780,000.00	3,012,738.26	
FRANCE (GOVT OF)-5.5%-29/04/25	3,220,000.00	4,584,285.33	
FRANCE (GOVT OF)-5.75%-32/10/25	4,200,000.00	6,329,255.10	
FRANCE (GOVT OF)-4.75%-35/04/25	2,850,000.00	3,911,834.47	
FRANCE (GOVT OF)-4.0%-38/10/25	3,250,000.00	4,086,895.80	
FRANCE (GOVT OF)-4.5%-41/04/25	3,990,000.00	5,435,036.75	
FRANCE (GOVT OF)-3.25%-45/05/25	1,000,000.00	1,111,803.70	
FRANCE (GOVT OF)-4.0%-55/04/25	2,200,000.00	2,853,762.78	
FRANCE (GOVT OF)-4.0%-60/04/25	1,150,000.00	1,500,485.84	
FRENCH TREASURY NOTE-2.0%-15/07/12	2,100,000.00	2,140,858.44	
FRENCH TREASURY NOTE-2.25%-16/02/25	2,100,000.00	2,174,667.18	
FRENCH TREASURY NOTE-2.5%-16/07/25	4,100,000.00	4,300,998.81	
IRISH TREASURY-4.6%-16/04/18	1,290,000.00	1,389,808.84	
IRISH TREASURY-5.5%-17/10/18	800,000.00	930,920.00	
IRISH TREASURY-4.5%-18/10/18	1,200,000.00	1,389,209.28	
IRISH TREASURY-4.4%-19/06/18	1,000,000.00	1,169,650.70	
IRISH TREASURY-5.9%-19/10/18	900,000.00	1,128,435.75	
IRISH TREASURY-4.5%-20/04/18	1,550,000.00	1,834,358.19	
IRISH TREASURY-5.0%-20/10/18	1,200,000.00	1,463,903.52	
IRISH TREASURY-3.9%-23/03/20	650,000.00	742,410.50	
IRISH TREASURY-3.4%-24/03/18	750,000.00	819,641.25	
IRISH TREASURY-5.4%-25/03/13	1,570,000.00	1,991,822.26	
NETHERLANDS GOVERNMENT-3.25%-15/07/15	3,600,000.00	3,716,139.60	
NETHERLANDS GOVERNMENT-4.0%-16/07/15	2,150,000.00	2,318,828.96	
NETHERLANDS GOVERNMENT-2.5%-17/01/15	2,000,000.00	2,120,103.20	
NETHERLANDS GOVERNMENT-4.5%-17/07/15	4,030,000.00	4,554,359.01	

NETHERLANDS GOVERNMENT-1.25%-18/01/15	320,000.00	331,615.23	
NETHERLANDS GOVERNMENT-4.0%-18/07/15	3,420,000.00	3,925,434.96	
NETHERLANDS GOVERNMENT-4.0%-19/07/15	2,600,000.00	3,055,865.54	
NETHERLANDS GOVERNMENT-3.5%-20/07/15	2,350,000.00	2,743,264.51	
NETHERLANDS GOVERNMENT-3.25%-21/07/15	2,100,000.00	2,439,469.41	
NETHERLANDS GOVERNMENT-2.25%-22/07/15	500,000.00	544,435.70	
NETHERLANDS GOVERNMENT-3.75%-23/01/15	2,200,000.00	2,657,929.56	
NETHERLANDS GOVERNMENT-7.5%-23/01/15	1,350,000.00	2,044,461.19	
NETHERLANDS GOVERNMENT-1.75%-23/07/15	500,000.00	519,671.05	
NETHERLANDS GOVERNMENT-2.0%-24/07/15	380,000.00	399,464.32	
NETHERLANDS GOVERNMENT-5.5%-28/01/15	2,070,000.00	2,990,619.45	
NETHERLANDS GOVERNMENT-2.5%-33/01/15	500,000.00	530,902.25	
NETHERLANDS GOVERNMENT-4.0%-37/01/15	2,380,000.00	3,152,813.60	
NETHERLANDS GOVERNMENT-3.75%-42/01/15	2,200,000.00	2,896,232.90	
NETHERLANDS GOVERNMENT-2.75%-47/01/15	550,000.00	608,224.32	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.5%-15/07/15	1,730,000.00	1,789,939.82	
REPUBLIC OF AUSTRIA-4.0%-16/09/15	1,540,000.00	1,671,024.74	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.2%-17/02/20	1,300,000.00	1,404,029.90	
REPUBLIC OF AUSTRIA-4.3%-17/09/15	1,040,000.00	1,175,590.10	
REPUBLIC OF AUSTRIA-4.65%-18/01/15	1,620,000.00	1,871,481.18	
REPUBLIC OF AUSTRIA-1.15%-18/10/19	600,000.00	621,617.64	
REPUBLIC OF AUSTRIA-4.35%-19/03/15	2,300,000.00	2,721,812.18	
REPUBLIC OF AUSTRIA-1.95%-19/06/18	220,000.00	236,122.81	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.9%-20/07/15	1,780,000.00	2,118,943.68	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.5%-21/09/15	1,810,000.00	2,136,729.79	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.65%-22/04/20	1,100,000.00	1,313,478.21	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.4%-22/11/22	1,400,000.00	1,649,331.18	
REPUBLIC OF AUSTRIA-1.75%-23/10/20	440,000.00	456,199.07	
REPUBLIC OF AUSTRIA-1.65%-24/10/21	450,000.00	455,983.69	
REPUBLIC OF AUSTRIA-4.85%-26/03/15	1,100,000.00	1,470,235.80	
REPUBLIC OF AUSTRIA-6.25%-27/07/15	900,000.00	1,366,307.37	
REPUBLIC OF AUSTRIA-2.4%-34/05/23	450,000.00	466,286.31	
REPUBLIC OF AUSTRIA-4.15%-37/03/15	1,540,000.00	2,054,275.60	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.15%-44/06/20	630,000.00	739,464.20	
REPUBLIC OF AUSTRIA-3.8%-62/01/26	580,000.00	812,052.20	

ユーロ小計			561,680,000.00	657,953,316.59 (91,192,329,679)
英債券	国債証券	UK TREASURY-4.75%-15/09/07	2,730,000.00	2,857,198.07
		UK TREASURY-8.0%-15/12/07	3,580,000.00	3,946,227.55
		UK TREASURY-2.0%-16/01/22	400,000.00	406,840.00
		UK TREASURY-4.0%-16/09/07	3,640,000.00	3,868,343.38
		UK TREASURY-1.75%-17/01/22	2,200,000.00	2,226,852.98
		UK TREASURY-8.75%-17/08/25	3,300,000.00	4,031,015.67
		UK TREASURY-1.0%-17/09/07	1,000,000.00	984,000.00
		UK TREASURY-5.0%-18/03/07	3,100,000.00	3,467,039.69
		UK TREASURY-1.25%-18/07/22	2,250,000.00	2,200,786.42
		UK TREASURY-4.5%-19/03/07	3,650,000.00	4,068,805.38
		UK TREASURY-1.75%-19/07/22	450,000.00	443,541.46
		UK TREASURY-3.75%-19/09/07	2,150,000.00	2,330,067.87
		UK TREASURY-4.75%-20/03/07	4,000,000.00	4,559,448.80
		UK TREASURY-3.75%-20/09/07	2,200,000.00	2,394,443.26
		UK TREASURY-8.0%-21/06/07	2,250,000.00	3,066,471.22
		UK TREASURY-3.75%-21/09/07	2,300,000.00	2,511,474.65
		UK TREASURY-4.0%-22/03/07	2,500,000.00	2,775,849.50
		UK TREASURY-1.75%-22/09/07	1,500,000.00	1,413,000.00
		UK TREASURY-2.25%-23/09/07	1,550,000.00	1,498,307.50
		UK TREASURY-2.75%-24/09/07	400,000.00	398,734.67
		UK TREASURY-5.0%-25/03/07	2,390,000.00	2,878,115.91
		UK TREASURY-4.25%-27/12/07	1,800,000.00	2,047,812.66
		UK TREASURY-6.0%-28/12/07	1,510,000.00	2,032,794.91
		UK TREASURY-4.75%-30/12/07	2,500,000.00	3,011,585.00
		UK TREASURY-4.25%-32/06/07	2,800,000.00	3,195,148.60
		UK TREASURY-4.5%-34/09/07	3,750,000.00	4,420,777.87
		UK TREASURY-4.25%-36/03/07	1,900,000.00	2,171,287.89
		UK TREASURY-4.75%-38/12/07	1,850,000.00	2,286,175.42
		UK TREASURY-4.25%-39/09/07	1,950,000.00	2,244,200.79
		UK TREASURY-4.25%-40/12/07	3,150,000.00	3,633,955.29
UK TREASURY-4.5%-42/12/07	3,150,000.00	3,797,879.40		
UK TREASURY-3.25%-44/01/22	1,220,000.00	1,184,107.84		
UK TREASURY-4.25%-46/12/07	2,900,000.00	3,390,880.97		

		UK TREASURY-4.25%-49/12/07	2,170,000.00	2,563,434.88	
		UK TREASURY-3.75%-52/07/22	860,000.00	927,619.73	
		UK TREASURY-4.25%-55/12/07	3,140,000.00	3,777,909.52	
		UK TREASURY-4.0%-60/01/22	1,700,000.00	1,961,903.19	
		UK TREASURY-3.5%-68/07/22	650,000.00	672,822.21	
英bond小計			84,540,000.00	95,646,860.15	(16,673,160,661)
スイスフラン	国債証券	SWITZERLAND-2.5%-16/03/12	1,400,000.00	1,458,520.00	
		SWITZERLAND-4.25%-17/06/05	820,000.00	921,147.00	
		SWITZERLAND-3.0%-18/01/08	200,000.00	220,830.00	
		SWITZERLAND-3.0%-19/05/12	170,000.00	193,664.00	
		SWITZERLAND-2.25%-20/07/06	400,000.00	448,440.00	
		SWITZERLAND-2.0%-21/04/28	100,000.00	111,525.00	
		SWITZERLAND-4.0%-23/02/11	2,320,000.00	3,011,476.00	
		SWITZERLAND-4.0%-28/04/08	230,000.00	318,814.50	
スイスフラン小計			5,640,000.00	6,684,416.50	(762,357,701)
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT-4.5%-15/08/12	9,180,000.00	9,609,624.00	
		SWEDISH GOVERNMENT-3.0%-16/07/12	7,500,000.00	7,904,137.50	
		SWEDISH GOVERNMENT-3.75%-17/08/12	8,800,000.00	9,676,568.00	
		SWEDISH GOVERNMENT-4.25%-19/03/12	12,300,000.00	14,232,822.00	
		SWEDISH GOVERNMENT-5.0%-20/12/01	6,800,000.00	8,405,072.00	
		SWEDISH GOVERNMENT-3.5%-22/06/01	9,000,000.00	10,396,350.00	
		SWEDISH GOVERNMENT-1.5%-23/11/13	5,550,000.00	5,486,929.80	
		SWEDISH GOVERNMENT-2.5%-25/05/12	3,300,000.00	3,532,349.70	
		SWEDISH GOVERNMENT-3.5%-39/03/30	7,050,000.00	8,494,192.50	
スウェーデンクローナ小計			69,480,000.00	77,738,045.50	(1,162,961,160)
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-4.25%-17/05/19	8,150,000.00	8,797,517.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-4.5%-19/05/22	7,050,000.00	7,960,874.10	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-21/05/25	8,050,000.00	8,952,799.45	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	6,350,000.00	6,221,088.65	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.0%-24/03/14	3,100,000.00	3,253,456.20	
ノルウェークローネ小計			32,700,000.00	35,185,735.90	(580,916,499)



デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK-4.0%-15/11/15	11,750,000.00	12,374,630.00	
		KINGDOM OF DENMARK-2.5%-16/11/15	600,000.00	633,960.00	
		KINGDOM OF DENMARK-4.0%-17/11/15	11,400,000.00	12,854,640.00	
		KINGDOM OF DENMARK-4.0%-19/11/15	17,500,000.00	20,741,000.00	
		KINGDOM OF DENMARK-3.0%-21/11/15	5,000,000.00	5,759,000.00	
		KINGDOM OF DENMARK-1.5%-23/11/15	8,000,000.00	8,164,000.00	
		KINGDOM OF DENMARK-7.0%-24/11/10	4,350,000.00	6,750,330.00	
		KINGDOM OF DENMARK-4.5%-39/11/15	15,850,000.00	22,825,585.00	
デンマーククローネ小計			74,450,000.00	90,103,145.00	(1,675,017,465)
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND-6.25%-15/10/24	4,500,000.00	4,718,250.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-0.0%-16/01/25	2,230,000.00	2,138,968.54	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.0%-16/04/25	4,050,000.00	4,230,427.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND-0.0%-16/07/25	600,000.00	568,888.97	
		POLAND GOVERNMENT BOND-4.75%-16/10/25	2,800,000.00	2,941,400.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-4.75%-17/04/25	2,100,000.00	2,222,535.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.25%-17/10/25	4,500,000.00	4,864,950.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-3.75%-18/04/25	1,400,000.00	1,450,120.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-2.5%-18/07/25	2,700,000.00	2,670,030.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-3.25%-19/07/25	900,000.00	913,140.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.5%-19/10/25	2,900,000.00	3,258,440.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.25%-20/10/25	2,800,000.00	3,144,260.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.75%-21/10/25	2,170,000.00	2,522,625.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.75%-22/09/23	3,050,000.00	3,577,345.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND-4.0%-23/10/25	3,150,000.00	3,305,137.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND-5.75%-29/04/25	1,000,000.00	1,239,901.00	
ポーランドズロチ小計			40,850,000.00	43,766,418.51	(1,471,426,990)
豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-15/10/21	2,000,000.00	2,056,706.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-16/06/15	2,950,000.00	3,072,829.15	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-6.0%-17/02/15	2,970,000.00	3,223,183.59	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.25%-17/07/21	2,150,000.00	2,248,966.65	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.5%-18/01/21	2,600,000.00	2,839,142.80	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.25%-18/10/21	450,000.00	456,652.80	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.25%-19/03/15	2,220,000.00	2,444,854.92	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.5%-20/04/15	2,650,000.00	2,848,805.65	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.75%-21/05/15	2,930,000.00	3,384,278.92	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.75%-22/07/15	2,300,000.00	2,685,250.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.5%-23/04/21	2,660,000.00	3,074,414.70	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-24/04/21	1,750,000.00	1,639,225.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.25%-25/04/21	1,550,000.00	1,501,808.95	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.25%-26/04/21	950,000.00	1,003,295.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%-27/04/21	1,820,000.00	1,999,557.56	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.25%-29/04/21	950,000.00	883,101.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.5%-33/04/21	1,000,000.00	1,062,813.00	
豪ドル小計			33,900,000.00	36,424,885.69 (3,488,775,551)	
シンガポ ールドル	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT-2.875%-15/07/01	930,000.00	952,456.24	
		SINGAPORE GOVERNMENT-1.125%-16/04/01	790,000.00	800,270.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.75%-16/09/01	800,000.00	857,100.08	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.375%-17/04/01	570,000.00	600,651.97	
		SINGAPORE GOVERNMENT-0.5%-18/04/01	100,000.00	99,416.34	
		SINGAPORE GOVERNMENT-4.0%-18/09/01	770,000.00	869,259.93	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.5%-19/06/01	700,000.00	745,961.16	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.25%-20/09/01	950,000.00	1,036,558.01	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.25%-21/06/01	100,000.00	102,113.99	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.125%-22/09/01	580,000.00	621,867.64	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-23/07/01	100,000.00	103,509.22	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.0%-24/09/01	540,000.00	563,995.22	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.5%-27/03/01	760,000.00	822,141.32	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.875%-30/09/01	500,000.00	494,272.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.375%-33/09/01	300,000.00	316,467.60	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-42/04/01	470,000.00	439,116.77	
シンガポールドドル小計			8,960,000.00	9,425,157.99 (771,731,936)	
マレーシ アリンギ ット	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT-3.835%-15/08/12	1,650,000.00	1,659,608.49	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.72%-15/09/30	850,000.00	864,635.35	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.197%-15/10/15	1,000,000.00	998,605.97	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.172%-16/07/15	1,400,000.00	1,393,570.36	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.262%-16/09/15	2,900,000.00	2,951,426.65	

		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.814%-17/02/15	1,900,000.00	1,915,206.32	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.012%-17/09/15	3,050,000.00	3,090,127.84	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.24%-18/02/07	3,500,000.00	3,572,985.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.58%-18/09/28	500,000.00	499,833.33	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-5.734%-19/07/30	1,500,000.00	1,637,020.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.378%-19/11/29	3,800,000.00	3,916,292.65	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.16%-21/07/15	2,700,000.00	2,743,650.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.418%-22/08/15	650,000.00	624,686.83	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.48%-23/03/15	1,750,000.00	1,683,850.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.181%-24/07/15	550,000.00	558,107.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.392%-26/04/15	1,820,000.00	1,855,459.66	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.892%-27/03/15	450,000.00	433,248.71	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.502%-27/05/31	1,300,000.00	1,204,752.51	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.733%-28/06/15	430,000.00	404,787.66	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-5.248%-28/09/15	750,000.00	823,996.47	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.498%-30/04/15	430,000.00	439,250.73	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-4.127%-32/04/15	950,000.00	918,982.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT-3.844%-33/04/15	600,000.00	559,410.60	
		マレーシアリングット小計	34,430,000.00	34,749,495.13 (1,113,721,318)	
南アフリカランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8.25%-17/09/15	10,900,000.00	11,201,243.84	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8.0%-18/12/21	11,000,000.00	11,190,947.35	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-7.25%-20/01/15	10,200,000.00	9,968,371.77	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6.75%-21/03/31	11,000,000.00	10,337,378.70	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-7.75%-23/02/28	5,500,000.00	5,375,019.37	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-10.5%-26/12/21	20,800,000.00	24,323,102.96	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8.0%-30/01/31	2,000,000.00	1,874,294.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-7.0%-31/02/28	9,950,000.00	8,431,597.16	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6.25%-36/03/31	11,300,000.00	8,440,909.03	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8.5%-37/01/31	2,800,000.00	2,675,537.20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-6.5%-	9,400,000.00	7,054,857.92	

	41/02/28			
	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA-8.75%- 48/02/28	6,000,000.00	5,817,722.10	
南アフリカランド小計		110,850,000.00	106,690,981.40 (1,015,698,142)	
合計			203,367,580,217 (203,367,580,217)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 93 銘柄	100.0%	37.6%
加ドル	国債証券 25 銘柄	100.0%	2.3%
メキシコペソ	国債証券 19 銘柄	100.0%	1.1%
ユーロ	国債証券 234 銘柄	100.0%	44.9%
英ポンド	国債証券 38 銘柄	100.0%	8.2%
スイスフラン	国債証券 8 銘柄	100.0%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 9 銘柄	100.0%	0.6%
ノルウェークローネ	国債証券 5 銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 8 銘柄	100.0%	0.8%
ポーランドズロチ	国債証券 16 銘柄	100.0%	0.7%
豪ドル	国債証券 17 銘柄	100.0%	1.7%
シンガポールドル	国債証券 16 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券 23 銘柄	100.0%	0.5%
南アフリカランド	国債証券 12 銘柄	100.0%	0.5%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 貸借対照表

(単位：円)

	平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	911,964,286	999,060,075
株式	124,578,874,300	106,234,115,500
派生商品評価勘定	72,264,883	16,484,533
未収入金	712,838,035	-
未収配当金	109,980,000	95,078,000
未収利息	1,524	1,536
流動資産合計	126,385,923,028	107,344,739,644
資産合計	126,385,923,028	107,344,739,644
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	35,280
前受金	83,863,000	20,129,000
未払解約金	406,480,287	28,312,060
流動負債合計	490,343,287	48,476,340
負債合計	490,343,287	48,476,340
純資産の部		
元本等		
元本	99,060,305,009	78,593,246,616
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	26,835,274,732	28,703,016,688
元本等合計	125,895,579,741	107,296,263,304
純資産合計	125,895,579,741	107,296,263,304
負債純資産合計	126,385,923,028	107,344,739,644

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
1.	期首	平成 24 年 7 月 11 日	平成 25 年 7 月 11 日
	期首元本額	144,762,348,979 円	99,060,305,009 円
	期首からの追加設定元本額	23,512,965 円	636,500,469 円
	期首からの一部解約元本額	45,725,556,935 円	21,103,558,862 円
	元本の内訳 ※		
	財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	99,046,228,743 円	78,502,482,123 円
	財産 3 分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型	14,076,266 円	90,764,493 円
	計	99,060,305,009 円	78,593,246,616 円
2.	受益権の総数	99,060,305,009 口	78,593,246,616 口
3.	担保資産		
	デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式	3,040,000,000 円	2,680,400,000 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 24 年 7 月 11 日 至 平成 25 年 7 月 10 日	自 平成 25 年 7 月 11 日 至 平成 26 年 7 月 10 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有	同左

	価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	平成 25 年 7 月 10 日現在	平成 26 年 7 月 10 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券  同左  (2)デリバティブ取引  同左  (3)上記以外の金融商品  同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成 25 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	47,385,135,960
合計	47,385,135,960

(平成 26 年 7 月 10 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,739,696,700
合計	5,739,696,700

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(平成 25 年 7 月 10 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,125,165,000	—	1,197,690,000	72,525,000
合計		1,125,165,000	—	1,197,690,000	72,525,000

(平成26年7月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,050,871,000	—	1,067,500,000	16,629,000
合計		1,050,871,000	—	1,067,500,000	16,629,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成25年7月10日現在		平成26年7月10日現在	
1口当たり純資産額	1.2709円	1口当たり純資産額	1.3652円
(1万口当たり純資産額)	(12,709円)	(1万口当たり純資産額)	(13,652円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本水産	274,000	321.00	87,954,000	
マルハニチロ	27,400	1,611.00	44,141,400	
国際石油開発帝石	109,600	1,497.00	164,071,200	
コムシスホールディングス	274,000	1,833.00	502,242,000	
大成建設	274,000	548.00	150,152,000	
大林組	274,000	688.00	188,512,000	
清水建設	274,000	681.00	186,594,000	



鹿島建設	274,000	430.00	117,820,000	
大和ハウス工業	274,000	2,129.00	583,346,000	
積水ハウス	274,000	1,377.00	377,298,000	
日揮	274,000	3,088.00	846,112,000	
千代田化工建設	274,000	1,215.00	332,910,000	
日清製粉グループ本社	274,000	1,214.00	332,636,000	
明治ホールディングス	27,400	6,910.00	189,334,000	
日本ハム	274,000	2,066.00	566,084,000	
サッポロホールディングス	274,000	428.00	117,272,000	
アサヒグループホールディングス	274,000	3,266.00	894,884,000	
キリンホールディングス	274,000	1,466.00	401,684,000	
宝ホールディングス	274,000	889.00	243,586,000	
キッコーマン	274,000	2,139.00	586,086,000	
味の素	274,000	1,581.00	433,194,000	
ニチレイ	274,000	476.00	130,424,000	
日本たばこ産業	274,000	3,700.00	1,013,800,000	
東洋紡	274,000	171.00	46,854,000	
ユニチカ	274,000	47.00	12,878,000	
日清紡ホールディングス	274,000	1,014.00	277,836,000	
帝人	274,000	244.00	66,856,000	
東レ	274,000	680.00	186,320,000	
王子ホールディングス	274,000	412.00	112,888,000	
日本製紙	27,400	1,857.00	50,881,800	
北越紀州製紙	274,000	440.00	120,560,000	
クラレ	274,000	1,311.00	359,214,000	
旭化成	274,000	774.00	212,076,000	
昭和電工	274,000	143.00	39,182,000	
住友化学	274,000	379.00	103,846,000	
日産化学工業	274,000	1,661.00	455,114,000	
日本曹達	274,000	548.00	150,152,000	
東ソー	274,000	475.00	130,150,000	
トクヤマ	274,000	323.00	88,502,000	
電気化学工業	274,000	385.00	105,490,000	
信越化学工業	274,000	6,056.00	1,659,344,000	
三井化学	274,000	268.00	73,432,000	

三菱ケミカルホールディングス	137,000	443.00	60,691,000	
宇部興産	274,000	173.00	47,402,000	
日本化薬	274,000	1,289.00	353,186,000	
花王	274,000	4,118.00	1,128,332,000	
富士フイルムホールディングス	274,000	2,885.00	790,490,000	
資生堂	274,000	1,847.00	506,078,000	
日東電工	274,000	4,712.00	1,291,088,000	
協和発酵キリン	274,000	1,396.00	382,504,000	
武田薬品工業	274,000	4,655.00	1,275,470,000	
アステラス製薬	1,370,000	1,339.00	1,834,430,000	
大日本住友製薬	274,000	1,140.00	312,360,000	
塩野義製薬	274,000	2,132.00	584,168,000	
中外製薬	274,000	2,847.00	780,078,000	
エーザイ	274,000	4,195.00	1,149,430,000	
第一三共	274,000	1,855.00	508,270,000	
昭和シェル石油	274,000	1,144.00	313,456,000	
J Xホールディングス	274,000	531.00	145,494,000	
横浜ゴム	274,000	862.00	236,188,000	
ブリヂストン	274,000	3,702.00	1,014,348,000	
日東紡績	274,000	405.00	110,970,000	
旭硝子	274,000	594.00	162,756,000	
日本板硝子	274,000	139.00	38,086,000	
日本電気硝子	411,000	576.00	236,736,000	
住友大阪セメント	274,000	374.00	102,476,000	
太平洋セメント	274,000	397.00	108,778,000	
東海カーボン	274,000	298.00	81,652,000	
TOTO	274,000	1,341.00	367,434,000	
日本碍子	274,000	2,335.00	639,790,000	
新日鐵住金	274,000	309.00	84,666,000	
神戸製鋼所	274,000	157.00	43,018,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	27,400	2,084.00	57,101,600	
日新製鋼	27,400	1,310.00	35,894,000	
大平洋金属	274,000	525.00	143,850,000	
日本軽金属ホールディングス	274,000	158.00	43,292,000	
三井金属鉱業	274,000	301.00	82,474,000	

東邦亜鉛	274,000	445.00	121,930,000	
三菱マテリアル	274,000	370.00	101,380,000	
住友金属鉱山	274,000	1,716.00	470,184,000	
DOWAホールディングス	274,000	977.00	267,698,000	
古河機械金属	274,000	208.00	56,992,000	
古河電気工業	274,000	216.00	59,184,000	
住友電気工業	274,000	1,489.00	407,986,000	
フジクラ	274,000	511.00	140,014,000	
SUMCO	27,400	959.00	26,276,600	
東洋製罐グループホールディングス	274,000	1,556.00	426,344,000	
日本製鋼所	274,000	441.00	120,834,000	
オークマ	274,000	949.00	260,026,000	
アマダ	274,000	1,009.00	276,466,000	
小松製作所	274,000	2,310.00	632,940,000	
住友重機械工業	274,000	478.00	130,972,000	
日立建機	274,000	2,008.00	550,192,000	
クボタ	274,000	1,393.00	381,682,000	
荏原製作所	274,000	649.00	177,826,000	
ダイキン工業	274,000	6,685.00	1,831,690,000	
日本精工	274,000	1,337.00	366,338,000	
NTN	274,000	464.00	127,136,000	
ジェイテクト	274,000	1,749.00	479,226,000	
日立造船	54,800	538.00	29,482,400	
三菱重工業	274,000	649.00	177,826,000	
IHI	274,000	471.00	129,054,000	
コニカミノルタ	274,000	1,008.00	276,192,000	
ミネベア	274,000	1,179.00	323,046,000	
日立製作所	274,000	764.00	209,336,000	
東芝	274,000	472.00	129,328,000	
三菱電機	274,000	1,274.00	349,076,000	
富士電機	274,000	506.00	138,644,000	
安川電機	274,000	1,266.00	346,884,000	
明電舎	274,000	422.00	115,628,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	274,000	686.00	187,964,000	
日本電気	274,000	355.00	97,270,000	

富士通	274,000	766.00	209,884,000	
沖電気工業	274,000	216.00	59,184,000	
パナソニック	274,000	1,222.00	334,828,000	
シャープ	274,000	325.00	89,050,000	
ソニー	274,000	1,688.00	462,512,000	
TDK	274,000	4,800.00	1,315,200,000	
ミツミ電機	274,000	750.00	205,500,000	
アルプス電気	274,000	1,420.00	389,080,000	
パイオニア	274,000	259.00	70,966,000	
横河電機	274,000	1,274.00	349,076,000	
アドバンテスト	548,000	1,205.00	660,340,000	
カシオ計算機	274,000	1,577.00	432,098,000	
ファナック	274,000	17,640.00	4,833,360,000	
京セラ	548,000	4,823.00	2,643,004,000	
太陽誘電	274,000	1,104.00	302,496,000	
大日本スクリーン製造	274,000	486.00	133,164,000	
キヤノン	411,000	3,261.00	1,340,271,000	
リコー	274,000	1,165.00	319,210,000	
東京エレクトロン	274,000	7,189.00	1,969,786,000	
デンソー	274,000	4,682.00	1,282,868,000	
三井造船	274,000	209.00	57,266,000	
川崎重工業	274,000	397.00	108,778,000	
日産自動車	274,000	973.00	266,602,000	
いすゞ自動車	274,000	678.00	185,772,000	
トヨタ自動車	274,000	6,003.00	1,644,822,000	
日野自動車	274,000	1,418.00	388,532,000	
三菱自動車工業	27,400	1,104.00	30,249,600	
マツダ	274,000	496.00	135,904,000	
本田技研工業	548,000	3,573.00	1,958,004,000	
スズキ	274,000	3,274.00	897,076,000	
富士重工業	274,000	2,881.00	789,394,000	
テルモ	548,000	2,264.00	1,240,672,000	
ニコン	274,000	1,564.00	428,536,000	
オリンパス	274,000	3,620.00	991,880,000	
シチズンホールディングス	274,000	795.00	217,830,000	

凸版印刷	274,000	783.00	214,542,000	
大日本印刷	274,000	1,076.00	294,824,000	
ヤマハ	274,000	1,598.00	437,852,000	
東京電力	27,400	410.00	11,234,000	
中部電力	27,400	1,242.00	34,030,800	
関西電力	27,400	988.00	27,071,200	
東京瓦斯	274,000	591.00	161,934,000	
大阪瓦斯	274,000	429.00	117,546,000	
東武鉄道	274,000	524.00	143,576,000	
東京急行電鉄	274,000	727.00	199,198,000	
小田急電鉄	274,000	972.00	266,328,000	
京王電鉄	274,000	796.00	218,104,000	
京成電鉄	274,000	1,006.00	275,644,000	
東日本旅客鉄道	27,400	8,108.00	222,159,200	
西日本旅客鉄道	27,400	4,525.00	123,985,000	
東海旅客鉄道	27,400	14,790.00	405,246,000	
日本通運	274,000	491.00	134,534,000	
ヤマトホールディングス	274,000	2,058.00	563,892,000	
日本郵船	274,000	292.00	80,008,000	
商船三井	274,000	372.00	101,928,000	
川崎汽船	274,000	215.00	58,910,000	
A N Aホールディングス	274,000	244.00	66,856,000	
三菱倉庫	274,000	1,512.00	414,288,000	
ヤフー	109,600	454.00	49,758,400	
トレンドマイクロ	274,000	3,435.00	941,190,000	
スカパー J S A Tホールディングス	27,400	592.00	16,220,800	
日本電信電話	27,400	6,437.00	176,373,800	
K D D I	548,000	6,182.00	3,387,736,000	
N T T ドコモ	27,400	1,753.00	48,032,200	
東宝	27,400	2,393.00	65,568,200	
エヌ・ティ・ティ・データ	274,000	3,805.00	1,042,570,000	
コナミ	274,000	2,274.00	623,076,000	
ソフトバンク	822,000	7,486.00	6,153,492,000	
双日	27,400	174.00	4,767,600	
伊藤忠商事	274,000	1,301.00	356,474,000	

丸紅	274,000	736.00	201,664,000	
豊田通商	274,000	2,883.00	789,942,000	
三井物産	274,000	1,631.00	446,894,000	
住友商事	274,000	1,353.00	370,722,000	
三菱商事	274,000	2,116.00	579,784,000	
J. フロント リテイリング	274,000	682.00	186,868,000	
三越伊勢丹ホールディングス	274,000	1,251.00	342,774,000	
セブン&アイ・ホールディングス	274,000	4,359.00	1,194,366,000	
高島屋	274,000	947.00	259,478,000	
丸井グループ	274,000	940.00	257,560,000	
イオン	274,000	1,155.00	316,470,000	
ユニグループ・ホールディングス	274,000	626.00	171,524,000	
ファーストリテイリング	274,000	33,505.00	9,180,370,000	代用有価証券 80,000株
新生銀行	274,000	217.00	59,458,000	
あおぞら銀行	274,000	336.00	92,064,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	274,000	605.00	165,770,000	
りそなホールディングス	27,400	589.00	16,138,600	
三井住友トラスト・ホールディングス	274,000	453.00	124,122,000	
三井住友フィナンシャルグループ	27,400	4,152.00	113,764,800	
千葉銀行	274,000	731.00	200,294,000	
横浜銀行	274,000	594.00	162,756,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	274,000	496.00	135,904,000	
静岡銀行	274,000	1,132.00	310,168,000	
みずほフィナンシャルグループ	274,000	201.00	55,074,000	
大和証券グループ本社	274,000	854.00	233,996,000	
野村ホールディングス	274,000	676.00	185,224,000	
松井証券	274,000	985.00	269,890,000	
NKS Jホールディングス	68,500	2,661.00	182,278,500	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	82,200	2,356.00	193,663,200	
ソニーフィナンシャルホールディングス	54,800	1,691.00	92,666,800	
第一生命保険	27,400	1,428.00	39,127,200	
東京海上ホールディングス	137,000	3,243.00	444,291,000	
T&Dホールディングス	54,800	1,332.00	72,993,600	
クレディセゾン	274,000	2,100.00	575,400,000	

東急不動産ホールディングス	274,000	808.00	221,392,000	
三井不動産	274,000	3,382.00	926,668,000	
三菱地所	274,000	2,494.00	683,356,000	
平和不動産	54,800	1,555.00	85,214,000	
東京建物	274,000	932.00	255,368,000	
住友不動産	274,000	4,314.00	1,182,036,000	
電通	274,000	4,110.00	1,126,140,000	
東京ドーム	274,000	473.00	129,602,000	
セコム	274,000	6,210.00	1,701,540,000	
合 計	57,882,500		106,234,115,500	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年7月31日現在です。

### 【財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	583,971,164円
II 負債総額	7,580,003円
III 純資産総額（I－II）	576,391,161円
IV 発行済口数	380,079,719口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5165円

（参考）

### 日本リートインデックスJ－REITマザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	8,747,833,930円
II 負債総額	42,712,100円
III 純資産総額（I－II）	8,705,121,830円
IV 発行済口数	5,567,832,334口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5635円

### 海外債券インデックス（ヘッジなし）マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	207,120,432,847円
II 負債総額	506,267,353円
III 純資産総額（I－II）	206,614,165,494円
IV 発行済口数	98,585,549,385口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0958円

### 日本株式インデックス225マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	109,788,248,931円
II 負債総額	110,046,923円
III 純資産総額（I－II）	109,678,202,008円
IV 発行済口数	78,253,833,795口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4016円



#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

平成26年7月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

###### ●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後(変更前)
平成21年10月1日	17,363,045,900円(16,403,045,900円)

###### (2) 会社の意思決定機関(平成26年7月末現在)

###### ・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日(事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス(平成26年7月末現在)

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成26年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	516	96,554
株式投資信託	459	74,962
単位型	67	1,779
追加型	392	73,183
公社債投資信託	57	21,591
単位型	41	329
追加型	16	21,262
投資法人合計	1	43

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 24 年 9 月 21 日内閣府令第 61 号）附則第 2 条第 2 項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 55 期事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 13 日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御 中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成 26 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)		第 55 期 (平成 26 年 3 月 31 日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	15,820	※3	17,805
有価証券		—		234
前払費用	※3	380	※3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	※3	342	※3	608
関係会社短期貸付金		606		240
立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		25,862		27,826
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	48	※1	47
器具備品	※1	124	※1	134
有形固定資産合計		172		181
無形固定資産				
ソフトウェア		70		91
無形固定資産合計		70		91
投資その他の資産				
投資有価証券		7,170		7,290
関係会社株式		22,935		21,702
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		706		692
繰延税金資産		500		525
投資その他の資産合計		31,373		30,271
固定資産合計		31,616		30,544
資産合計		57,478		58,371

(単位：百万円)

	第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)	第 55 期 (平成 26 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	305	329
未払金	3,862	3,404
未払収益分配金	6	6
未払償還金	115	112
未払手数料	※3 3,195	※3 2,743
その他未払金	545	542
未払費用	※3 3,282	※3 3,239
未払法人税等	589	2,286
未払消費税等	※4 123	※4 356
賞与引当金	1,770	1,935
役員賞与引当金	80	150
流動負債合計	10,012	11,702
固定負債		
退職給付引当金	1,001	1,081
その他	55	55
固定負債合計	1,057	1,137
負債合計	11,070	12,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	23,530	22,694
利益剰余金合計	23,530	22,694
自己株式	△68	△68
株主資本合計	46,045	45,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第54期		第55期	
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		52,848		63,120
その他営業収益		1,922		2,557
営業収益合計		<u>54,771</u>		<u>65,678</u>
営業費用				
支払手数料		26,955		31,207
広告宣伝費		649		1,081
公告費		7		2
調査費		10,797		13,405
調査費		691		712
委託調査費		10,089		12,669
図書費		17		23
委託計算費		406		465
営業雑経費		530		558
通信費		188		186
印刷費		214		252
協会費		46		43
諸会費		16		11
その他		64		65
営業費用計		<u>39,347</u>		<u>46,721</u>
一般管理費				
給料		6,759		7,171
役員報酬		256		316
役員賞与引当金繰入額		80		150
給料・手当		4,565		4,719
賞与		87		50
賞与引当金繰入額		1,770		1,935
交際費		100		108
寄付金		66		54
旅費交通費		313		448
租税公課		188		209
不動産賃借料		753		755
退職給付費用		312		313
退職金		83		32
固定資産減価償却費		124		109
諸経費		3,061		3,364
一般管理費計		<u>11,764</u>		<u>12,568</u>
営業利益		<u>3,659</u>		<u>6,388</u>



(単位：百万円)

	第 54 期		第 55 期	
	(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)		(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		12		17
受取配当金	※ 1	601	※ 1	1,774
時効成立分配金・償還金		4		4
為替差益		64		26
その他		16		19
営業外収益合計		699		1,842
営業外費用				
支払利息		19		19
有価証券償還損		1		—
時効成立後支払分配金・償還金		15		22
支払源泉所得税		55		57
その他		2		13
営業外費用合計		93		114
経常利益		4,265		8,116
特別利益				
投資有価証券売却益		226		135
関係会社株式売却益		239		—
特別利益合計		465		135
特別損失				
投資有価証券売却損		84		12
関係会社株式評価損		—		4,500
固定資産処分損		3		0
割増退職金		—		59
役員退職一時金		75		235
特別損失合計		163		4,807
税引前当期純利益		4,568		3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480		3,020
法人税等調整額		260		△119
法人税等合計		1,740		2,900
当期純利益		2,827		544

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	△68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				△1,468	△1,468		△1,468
当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	1,358	1,358	—	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			△1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				△1,380	△1,380		△1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	△836	△836	—	△836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	△68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			△1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△40	△40	△40
当期変動額合計	△40	△40	△876
当期末残高	321	321	45,531

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 55 期 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～5年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(表示方法の変更)

第 55 期

(自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。

## (貸借対照表関係)

第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)	第 55 期 (平成 26 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,054 百万円 器具備品 618 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,091 百万円 器具備品 625 百万円
※ 2 信託資産 その他流動資産の 30 百万円は、「直販顧客分別金 信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託し ております。	※ 2 信託資産 その他流動資産の 30 百万円は、「直販顧客分別金 信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託し ております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。 (流動資産) 現金・預金 3,818 百万円 前払費用 2 百万円 未収収益 58 百万円 (流動負債) 未払手数料 143 百万円 未払費用 297 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。 (流動資産) 現金・預金 6,249 百万円 前払費用 2 百万円 未収収益 74 百万円 (流動負債) 未払手数料 98 百万円 未払費用 274 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ に支払うオフィス賃借料等の債務 87 百万円に対し て保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシッ プに支払うオフィス賃借料等の債務 243 百万円に対 して保証を行っております。	※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ に支払うオフィス賃借料等の債務 65 百万円に対し て保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タ ワー アソシエイツ リミテッド パートナーシッ プに支払うオフィス賃借料等の債務 159 百万円に対 して保証を行っております。

## (損益計算書関係)

第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	第 55 期 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 552 百万円	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 1,290 百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

第 54 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式 (株)	109,600	—	—	109,600

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	19,215,900	—	2,237,400	16,978,500	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	1,676,400	—	49,500	1,626,900	—
平成 22 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第 1 回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	6,091,800	—	161,700	5,930,100	—
合計		32,249,300	—	2,448,600	29,800,700	—

(注) 1 平成 21 年度ストックオプション(1)、平成 21 年度ストックオプション(2)及び平成 23 年度ストックオプション (1) の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第 1 回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)13,625,700 株、平成 21 年度ストックオプション(2)1,287,000 株、平成 22 年度ストックオプション(1)1,732,500 株及び第 1 回新株予約権 2,955,200 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成 23 年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰 余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日



第 55 期（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成 21 年度 ストックオプション (1)	普通株式	16,978,500	—	1,075,800	15,902,700	—
平成 21 年度 ストックオプション (2)	普通株式	1,626,900	—	59,400	1,567,500	—
平成 22 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第 1 回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成 23 年度 ストックオプション (1)	普通株式	5,930,100	—	541,200	5,388,900	—
合計		29,800,700	—	1,676,400	28,124,300	—

(注) 1 平成 21 年度ストックオプション(1)、平成 21 年度ストックオプション(2)及び平成 23 年度ストックオプション (1) の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第 1 回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に 6 を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成 21 年度ストックオプション(1)15,902,700 株、平成 21 年度ストックオプション(2)1,567,500 株、平成 22 年度ストックオプション(1)2,310,000 株、第 1 回新株予約権 2,955,200 株及び平成 23 年度ストックオプション(1)2,887,500 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

##### (リース取引関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	750百万円	1年内	751百万円
1年超	807百万円	1年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

## (金融商品関係)

第54期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

##### ②市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

##### ③流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	—
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	—
(3) 未収収益	342	342	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,091	7,091	—
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	—
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	—

(※)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 20,042 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	—	—	—
未収委託者報酬	7,472	—	—	—
未収収益	342	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	—
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	—
(3) 未収収益	608	608	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,457	7,457	—
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	—
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	—

(※)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 18,809 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	—	—	—
未収委託者報酬	7,162	—	—	—
未収収益	608	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

(有価証券関係)

第54期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	724	821	△96
	小計	724	821	△96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額79百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	△130
	小計	3,637	3,768	△130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	—
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

(持分法損益等)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,379



(退職給付関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ 退職給付債務	△1,101
ロ 未積立退職給付債務	△1,101
ハ 未認識数理計算上の差異	99
ニ 退職給付引当金残高	△1,001

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ 勤務費用	102
ロ 利息費用	13
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ 退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	0.9%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年

第 55 期(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	〃
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の発生額	9	〃
退職給付の支払額	△56	〃
退職給付債務の期末残高	1,174	〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	〃
未認識数理計算上の差異	△92	〃
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の費用処理額	16	〃
確定給付制度に係る退職給付費用	137	〃

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額                   — 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 55 期(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48 名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100 株	普通株式 1,702,800 株
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	同左

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000 株	普通株式 6,101,700 株
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利確定条件	平成 24 年 1 月 22 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成 25 年 10 月 7 日 (以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成 24 年 1 月 22 日から 平成 32 年 1 月 21 日まで	平成 25 年 10 月 7 日から 平成 33 年 10 月 6 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ① ストックオプション(新株予約権)の数

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成 21 年度ストックオプション(1)	平成 21 年度ストックオプション(2)
付与日	平成 22 年 2 月 8 日	平成 22 年 8 月 20 日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成 22 年度ストックオプション(1)	平成 23 年度ストックオプション(1)
付与日	平成 22 年 8 月 20 日	平成 23 年 10 月 7 日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。



## (税効果会計関係)

第 54 期 (平成 25 年 3 月 31 日)		第 55 期 (平成 26 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  (単位：百万円)
	繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)
	賞与引当金繰入超過額		賞与引当金繰入超過額
	672		689
	その他		その他
	196		294
	小計		小計
	869		984
	繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	149		148
	退職給付引当金超過額		関係会社株式評価損
	361		1,665
	固定資産減価償却超過額		退職給付引当金超過額
	174		385
	その他		固定資産減価償却超過額
	75		158
	小計		その他
	760		34
	繰延税金資産小計		小計
	1,630		2,391
	評価性引当金		繰延税金資産小計
	△61		3,375
	繰延税金資産合計		評価性引当金
	1,568		△1,665
			繰延税金資産合計
			1,710
	繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	199		200
	繰延税金負債合計		繰延税金負債合計
	199		200
	繰延税金資産の純額		繰延税金資産の純額
	1,369		1,510
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  法定実効税率 (調整)
			38.0%
			評価性引当金の増減
			46.6%
			交際費等永久に損金に算入されない項目
			3.7%
			受取配当金等永久に益金に算入されない項目
			△12.9%
			税率変更による期末繰延税金資産の減額修正
			1.9%
			海外子会社の留保利益の影響額等
			6.9%
			税効果会計適用後の法人税等の負担率
			84.2%

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
—	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第151号)が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。</p>

(関連当事者情報)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	525(千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606(千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	5(千SGD 76)	未収収益	5(千SGD 76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11 百万、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場円で円貨に換算したものであります。

資産合計 10,930 百万円

負債合計 1,103 百万円

純資産合計 9,826 百万円

営業収益 7,917 百万円

税引前当期純利益 2,801 百万円

当期純利益 2,091 百万円

第 55 期(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千 SGD)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	292,000	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポー ルドル貸建) (注 1)	△398 (千 SGD) △5,059 (注 2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD) 2,940)
							貸付金利息 (シンガポー ルドル貸建) (注 1)	15 (千 SGD) 192)	未収収益	5 (千 SGD) 64)
						—	増資の引受 (注 3)	3,266 (千 SGD) 40,000)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 SGD11 百万、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額△398 百万円(△5,059 千 SGD)の内訳は、貸付 240 百万円(2,940 千 SGD)及び返済△638 百万円(△8,000 千 SGD)であります。
- 3 Nikko Asset Management International Limited の行った 40,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 (東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成 25 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場  
で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790 百万円
負債合計	1,713 百万円
純資産合計	14,076 百万円
営業収益	11,350 百万円
税引前当期純利益	4,212 百万円
当期純利益	3,096 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)  
該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)  
該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)  
該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
1株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1)16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2)1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,388,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	46,408	45,531
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	196,903	196,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。



## <約款>

## <追加型証券投資信託 財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型>

### 運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行いません。

#### 運用方法

##### (1)投資対象

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含みます。))および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。

原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資を行いません。

不動産等(不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。)	……	25%±20%
債券	……	50%±40%
株式	……	25%±20%

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向等を勘案して決定します。

なお、別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行いません。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。

ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### 運用制限

(1)投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第27条の範囲で行ないません。

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行いません。

### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

### ②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年7月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第43条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委

託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
  2. 金銭債権
  3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第15条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）  
およびコマースャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱いは、第27条および第31条から第33条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第27条および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

（投資する株式等の範囲）

第18条 （削 除）

（信用取引の指図範囲）

第19条 （削 除）

（先物取引等の運用指図）

第20条 （削 除）

（スワップ取引の運用指図）

第21条 （削 除）

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第22条 （削 除）

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 （削 除）

（公社債の空売りの指図範囲）

第24条 （削 除）

（公社債の借入れ）

第25条 (削 除)

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清



算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年7月11日から翌年7月10日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は平成21年8月7日から平成22年7月12日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
  2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
  3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  7. 格付の取得に要する費用
  8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第36条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（その他報酬の額）

第40条 委託者および受託者は、以下により計算された額の報酬を受けることができます。

1. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50の率を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限り、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）
- ② 前項の報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、第39条および第40条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、第39条および第40条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第46条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第46条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、

委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第44条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第48条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nikkoam.com/>

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 (削 除)

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年8月7日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍外国投資信託  
高利回りソブリン債券インデックスファンド 円建受益証券

(ロ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 日本リートインデックスJ-REITマザーファンド 受益証券  
証券投資信託 海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド 受益証券  
証券投資信託 日本株式インデックス225マザーファンド 受益証券

約款変更実施予定日 : 平成26年12月1日

追加型証券投資信託 財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型 約款

第48条  
第53条  
第54条  
第57条の2

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託契約の解約)</p> <p>第48条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第48条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上</u>であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤ (同 左)</p>
<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第53条 ① (略)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、<u>前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。</u>以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日から2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (略)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>	<p>(信託約款の変更等)</p> <p>第53条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日から2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ (同 左)</p> <p>④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤～⑦ (同 左)</p>
<p>(反対者の買取請求の不適用)</p> <p>第54条 ①この信託は、委託者が第46条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取</p>	<p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第54条 ①第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取</p>



<u>るべき旨を請求することはできません。</u>	
<p>(運用報告書の交付省略)</p> <p>第57条の2</p> <p>①委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。</p> <p><a href="http://www.nikkoam.com/">http://www.nikkoam.com/</a></p> <p>②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</p>	<p>(新 設)</p>

